

臼杵市
地域振興協議会
ガイドブック



目 次

| | |
|-----------------------------|------|
| はじめに | P.2 |
| 第1章 地域振興協議会とは | P.3 |
| 1. なぜ今、地域づくりが必要なのか | P.4 |
| 2. 「地域共生社会の実現」とは | P.8 |
| 3. 地域振興協議会について | P.10 |
| 4. 地域振興協議会の目的と役割 | P.12 |
| 5. 運営について | P.17 |
| 第2章 これからの地域振興協議会について | P.23 |
| 1. めざす地域の姿の実現にむけて | P.24 |
| ・ステップ1: 地域の魅力や課題の再発見・深掘り | P.25 |
| ・ステップ2: 協議会の組織固め・体制の強化 | P.29 |
| ・ステップ3: 活動の再考・計画づくり | P.32 |
| ・ステップ4: 活動の実践 | P.36 |
| 2. 情報発信について | P.39 |
| 3. 財源の確保などについて | P.41 |
| 第3章 行政の係わりについて | P.42 |
| 1. 行政による支援について | P.43 |
| 2. 補助金の申請手続きについて | P.48 |
| 3. その他の機関などとの連携について | P.54 |
| 4. 個人情報の取り扱いについて | P.56 |
| 5. 臼杵市がめざす地域づくり | P.58 |

はじめに

臼杵市では、平成 21 年 10 月から令和 2 年 9 月までの約 11 年の歳月を掛け、おおむね旧小学校区を単位とした市内 18 地域全てに「地域振興協議会」が設立されています。

地域振興協議会は、人口減少や高齢化が進み、これまで身近な自治会で続けてきた行事や見守りなどができにくくなった状況の中、臼杵市における「新たな地域コミュニティづくり」の必要性から、行政の呼びかけに応じた区長会などが中心となり設立された住民主体の活動組織です。

地域振興協議会のような住民主体の地域づくり団体(全国的には「地域運営組織:略称 RMO」と言われています)が全域に組織化されている市町村は全国的に見ても少なく、臼杵市は地域づくりに関して大きな強みを持つ進んだ自治体と言えます。

一方で、地域振興協議会の設立から一定の年数が経過し、役員・参加メンバーの交代やコロナ禍での活動の自粛などを経て、地域振興協議会の役割や地域づくりの目的などの共有が図りにくくなってきたといった課題が出てきています。

また、「活動は進んできたけれどマンネリ化がみられる」、「新たな取り組みにつながらない」、「次の担い手が育っていない」などの課題を持っている協議会も出てきています。

本ガイドブックは、そうした地域が抱えている課題を解決するため、あらためて地域振興協議会の設立目的や必要性を理解し、どのように地域と行政が「協働」して、よりよい地域づくりにつなげていくか、そのための手順や手法などを関係者が共有できることをめざして編成したものです。

これからの地域活動、仲間づくりの参考としていただくこととあわせ、安心した住みやすい地域づくりに向けご努力を続けられる関係者皆様の不安や困りの解消の一助になることを願っています。

この「地域振興協議会ガイドブック」は、令和 6 年度に地域振興協議会の関係者有志の方々とともに内容などについて検討を重ね、編集したものです。掲載した内容は、これからも見直しを繰り返しながら、よりよいものに改編していきます。

第 1 章

地域振興協議会とは

1 なぜ今、地域づくりが必要なのか

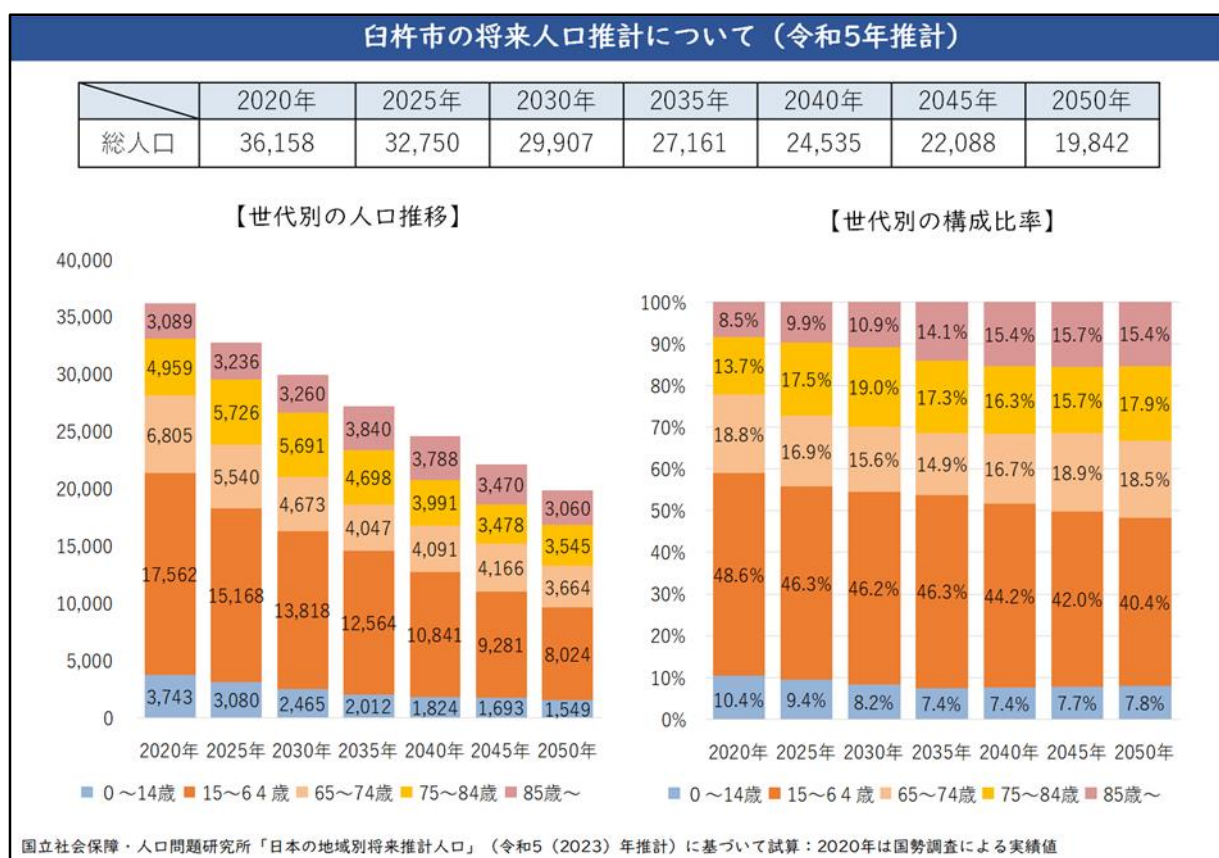
【1】臼杵市の将来人口推計(令和5年度推計)

国立社会保障・人口問題研究所から令和5年12月に公表された市町村ごとの将来人口推計によると、本市の現在の人口約3万6千人は2050年ごろに2万人を下回ると試算されています。

本市における高齢化の実情として、65歳以上の高齢者人口はすでにピークを過ぎていますが、75歳以上の後期高齢者数は2025年頃にピークを迎えます。また、医療や介護などの支援を必要とすることが増える85歳以上の人口は、2035年頃までさらに増え続けると推計されており、日ごろからの見守りなどの必要性は増していきます。

一方で、働き手である生産年齢人口(15～64歳)は本市でも大幅に減り、2020年には約1万7千人でしたが、2050年では約8千人と半分以下になることが見込まれています。

それらを踏まえ、「世代を問わず、健康を維持しながら活躍できる地域づくり」が求められています。



【2】人口減少時代、地域・集落を取り巻く課題

① 担い手の不足による共同体機能の低下

日本全体で人口減少、及び少子高齢化が進む中で、これまでに私たちの暮らしを支えてきた血縁、地縁、社縁¹といった共同体機能が弱まっています。担い手の不足などにより地域の各種団体も本来の役割を果たすことが難しくなり、これまで集落単位で行われてきた共同作業や伝統行事などの維持ができにくくなっています。

② 地域の一員である意識や感覚の希薄化と課題の複雑化

世帯構成や価値観などの大きな変化、生活様式の多様化などにより、日頃からのつながりが弱まり、地域の一員である意識や感覚が薄れています。これらは他者や地域への無関心を助長してしまい、地域内に孤独・孤立といった状況にある住民が増加するなど生活する上での課題が多様化・複雑化しています。

③ 行政が中心となった地域づくりは困難に

日本は戦後の高度成長を経て企業中心の社会が構築されてきました。それに伴って「向こう三軒両隣」といった昔ながらの近隣での助け合いは弱まってしまいましたが、人口が増え、経済が好調な時代には、助け合いの不足を行政サービスなどによって支援することができていました。しかし、人口減少社会に入り、経済活動が低調になり、地域課題が多様化する中で、行政による一律のサービスだけでは地域を支えることが困難になり、市民生活の質の担保が難しくなっています。

《参考情報》

このガイドブックの中に、「地域づくり」と「まちづくり」という言葉が混在していますが、主に「地域づくり」は、自治会や地域振興協議会のように日頃の生活を基盤にした地縁組織による活動をさしています。

一方、「まちづくり」はテーマに賛同した市民の集まりなどで実施される活動をさしています。



¹ 血縁は「血のつながりなどを基礎としてつくられた社会的なつながり」、地縁は「住む土地にもとづく社会的なつながり」、社縁は「仕事や会社を基礎とする社会的なつながり」

臼杵市が抱える課題の一例について

| | | | |
|--------------|----------------|----------|-----------------|
| 少子化 | 廃校（児童数の減少） | 空き家の増加 | 災害や犯罪リスクの増加 |
| | 社会性を身につける機会の減少 | | 居住環境の悪化 |
| 高齢化 | 人口の自然減（多死社会） | 遊休農地の増加 | 食料自給率の低下 |
| | 高齢者世帯の増加 | | 景観の悪化 |
| | 移動の困難さ | 地域経済の縮小 | 人口流出による社会減 |
| | 医療・介護のニーズ増加 | | 後継者の不足 |
| | 医療・介護の人材不足 | | 過疎化（関係・交流人口の減少） |
| 認知症の増加 | 生活の不便さ | | |
| 担い手不足 | 全産業での労働者不足 | 自然災害への備え | 避難ルートや業務継続計画の確立 |
| | 医療・介護・福祉職の不足 | | 要支援者の把握と対応 |
| | 行政職員の減員 | | 停電、断水、土砂崩れへの備え |
| | 自治機能（住民自治）の低下 | | 避難による身近なつながりの減少 |
| 生活課題の複雑化・複合化 | 発生後の交流や機会の減少 | | |
| 社会や人口構造の変化 | 離婚、未婚の増加 | | |
| | 単身世帯の増加 | | |
| | 伝統文化や行事等の衰退 | | |
| | 地縁・社縁・血縁等の希薄化 | | |

【3】地域課題を解決する「新しい地域コミュニティ」の必要性

様々な地域課題が山積する中、私たちが住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を続けていくためには、時代や社会的な課題に対応できる「新しい地域コミュニティ」のあり方を模索していく必要があります。

行政やその他の支援機関と協働(公助・共助)しながら、自ら健康づくり(自助)に励み、地域のつながり(互助)を継続し、持続的に発展していける地域づくりを進めていくことが重要です。

こうした「協働のまちづくり」の実践に向け、臼杵市では旧小学校エリア18地域の市内全域に「地域振興協議会」の設立を支援し、地域住民が主体となった新しい地域コミュニティづくりに取り組んできました。

目を向けるべき「新たな社会課題」について

| | |
|----------------|---|
| <p>単身世帯の増加</p> | <p>高齢期になると、身体機能や認知機能等の衰えが目立ち始めます。例えば、足腰が弱ったことで外に出かける機会が減り、買い物に行く回数も減ってしまい、低栄養状態になり、さらに足腰が弱り、転倒してしまい骨折してしまうなど悪循環が始まってしまいます。早めに気づくことが出来れば改善が図りやすいのですが、自分では衰えに気が付きにくいいため、単身世帯の高齢者への見守りは大切です。</p> |
| <p>ヤングケアラー</p> | <p>ヤングケアラーとは、祖父母、父母、兄弟などの家族の介護のため、年齢にふさわしくない責任を負っており、将来にわたって選択肢を狭めざるを得ない子ども達をさし、支援が求められる社会的な課題となっています。</p> |
| <p>孤独・孤立</p> | <p>孤独は「ひとりぼっちである精神的な状態」、孤立は「つながりや助けのない状態」をさしており、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るものであり、社会全体で対応しなければならない課題となっています。</p> |
| <p>生活困窮</p> | <p>就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困窮しており、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある状況をさします。</p> |

2 「地域共生社会の実現」とは

新しい地域コミュニティの構築をめざすうえで、国が示している「地域共生社会」の考え方を共有し、その実現に向けて欠かすことができない「協働」について考えていきます。

【1】地域共生社会の実現について

「地域共生社会の実現」は、国が平成28年6月に示したニッポン一億総活躍プランに盛り込まれた言葉であり、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」とされたものです。

高齢者や子どもといった「世代」や、障がいや病気、生活困窮といった状況があるといった「属性」などを超えて、誰もが社会に参加できる機会を持つことは、市民の日々の安心感や地域の持続可能性を高めることにもつながるため、本市では「地域共生社会の実現」をめざしており、そのために「協働」という考え方の浸透が非常に重要であると考えています。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトよりイラストを引用

【2】「協働」の定義

「協働」とは、一般的に複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいいますが、本市の地域づくりにおける「協働」は、地域課題の解決や、よりよい地域づくりを実現するために、地域住民と行政がお互いに連携し、地域づくりに関する事業や活動を継続的に取り組むことをさしています。

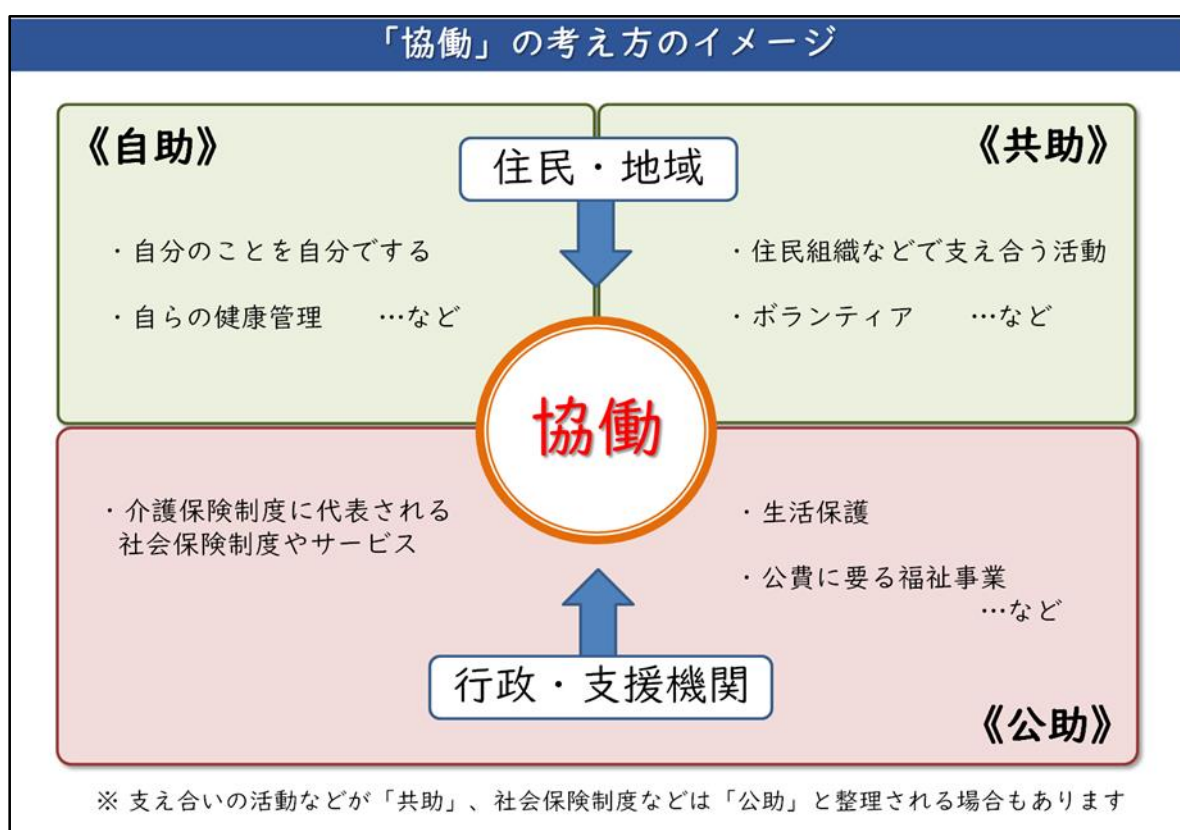
【3】協働の考え方

「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせにより、「地域のことは地域で決める、地域で取り組む」ことを基本として、そこに暮らす人たちが互いに連携、協力し、まちづくりを進めることが協働の考え方です。

【4】住民と行政との協働

住民と行政との協働とは、地域で生じている課題の解決を地域住民が主体的に取り組むことに対して行政が財政的な支援や人的な支援を実施する場合や、行政が主体的になって取り組む事業に地域住民が参画するなど、地域住民が行う「自助・互助」と行政や支援機関において行う「共助・公助」の中間部分にあたります。(図参照)

地域振興協議会は、住民と行政をつなぐ事務連絡などの役割を持っており、行政との橋渡し役となって協働を図り、地域課題の解決を地域住民が主体的に取り組むことを支援しています。



3 地域振興協議会について

本市では、18地区の旧小学校区を単位として、地域住民によって組織された自治会が中心となり、地域内の活動団体と一緒に、地域ごとの特色を活かした地域振興協議会を設立してきました。平成21年から令和2年までの11年を経て、現在は全ての旧小学校区に、市長からの認定を受けた地域振興協議会が設立されています。

【1】「地域振興協議会」と「地域運営組織(RMO)」

「地域振興協議会」は臼杵市が独自で呼称する地域づくり団体の名称であり、全国的には「地域運営組織(RMO)」と呼ばれています。

この地域運営組織は総務省により、全国的に組織形成や持続的な運営に向けた取り組みが進められており、現在も年々設置団体数が増えています。本市では早い段階から「地域振興協議会」の設立に取り組んできました。

この地域運営組織とは、「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織」とされており、本市の地域振興協議会も同一の目的のため設立された組織です。

《参考情報》

令和3年度の全国の自治体を対象とした総務省による調査研究報告によると、市町村内の8割以上に地域運営組織(RMO)が設立されている割合は5%しかなく、数にして全国で40市町村程度であり、臼杵市のように全てのエリアに設立を終えている自治体はさらに数少ないため、臼杵市の現状はとても先進的であり、地域活動が活発な市町村であると言えます。



【2】市長の認定

全ての「地域振興協議会」は設立にあたって、臼杵市長の認定を受けています。これは、それぞれの地域振興協議会が「地域内の多様な活動主体と住民とが協力し、自らの力で実施できる活動を行う団体」とであると市が認めていることとあわせ、市としても協議会の活動に対し、人・場所・財源などに対する支援を行い、より良い地域づくりを地域と行政が一緒に行うという意思を表しているものです。

【3】地域の範囲 ～なぜ旧小学校区エリアなのか～

地域振興協議会の地域の範囲は、「概ね平成19年4月以前の小学校区単位」を基礎としています。

地域振興協議会は、地域コミュニティの基本単位である「自治会」の枠組みを超えて、広域的に支え合う新しい地域運営の仕組みをつくることにより、圏域全体の維持・活性化をめざすものです。この取り組みにおいては、地域住民自身が「主役」となり、地域の様々な課題の解決や地域の良さを活かした活動に、主体かつ実践的に取り組むことが重要となります。

このため…

- 地域に愛着を感じ、まとまり感のある範囲
- 以前から見知った顔が多く、住民同士がつながりを意識できる範囲
- 一定の人的資源を確保しながら、個人の意見や活躍が埋もれにくい範囲
- 目的意識が共有でき、地域全体で合意形成を図りやすい範囲

以上、4点を重視し、自治会よりも広域でありつつ、住民の一体感が得られる範囲を旧小学校区エリアとして設定し、地域振興協議会の地域の範囲としています。

《参考情報》

旧臼杵市は、昭和25年4月1日に当時の臼杵町と海辺村が合併し、大分県内で6番目に市政をスタートしました。その後、昭和29年3月31日に近隣の佐志生村・下ノ江村・下北津留村・上北津留村・南津留村の五か村を編入合併しました。当時は6カ所の旧村役場を支所としていましたが、昭和44年4月1日に事務機構改革により支所が廃止され、連絡事務所となり、昭和49年からはその機能を地区区長会に委託することになりました。

平成の合併以降、その連絡事務機能を平成18年からはコミュニティセンターが担うこととなり、多くの地域での活動拠点がコミュニティセンターとなっており、地域振興協議会が指定管理制度により施設の管理を受託しています。



4 地域振興協議会の目的と役割

地域には、様々な活動団体があり、これらを一つの組織と捉えたものが「地域振興協議会」です。地域内の団体が世代や立場などの枠を超えて連携することで、それぞれの活動がさらに活性化するとともに、住民同士の顔が見える関係を築くことが、地域の一体感や日常生活での安心感を作りあげることにつながると考えています。

【1】地域振興協議会設立の目的

① 地域活動のネットワーク化と担い手不足の解消

地域振興協議会内に活動の分野ごとの部会を設置することで、類似した団体の事業をつなぎ、幅広く効率的に取り組むことが可能となります。また、同じ部会の中の団体間で会員や役員を兼務することにより、それぞれの負担感の軽減や担い手不足の解消にも期待できます。

② 住民主体のまちづくりの実現

平成 24 年 12 月に策定した「臼杵市まちづくり基本条例(自治基本条例)」において、市民が幸せを実感できるまちの実現をめざすために、「市民が主役のまちづくり」をまちづくりの基本理念とすることが規定されています。その附則には、「生まれて」「育って」「住んで」「働いて」良かったと思える心豊かな、笑顔がゆきかう臼杵市を、市民が主体となって次世代に確実に引継ぎ、発展させていくことをめざすことが明文化されています。地域のめざすべき将来像を地域住民がともに考え、取り組んでいくことで、住民主体のまちづくりの実現が可能になります。

③ 地域住民の一体感の醸成

地域づくり活動への住民の参画や各種団体が連携した事業を実施することにより、顔が見える関係を築きながら一体感を強め、より安心できる地域コミュニティの実現につなげます。

④ 地域と行政の協働による地域課題の解決

地域のことを熟知している住民の知恵と経験、そして幅広い情報を持つ行政との協働により、地域活動が活発化し、地域だけ、行政だけの取り組みでは解決できなかった

地域課題の解決が期待できます。

【2】地域振興協議会を構成する主な団体

地域振興協議会は、地域で活躍している様々な団体の参加を受け、お互いに連携・協力することで、効率的で効果の高い活動を実施し、よりよい地域づくりをめざしています。参加する団体は、それぞれに異なる特色や役割を持っており、各地域振興協議会を支える重要な存在となっています。地域振興協議会協議会に参加している主だった団体を紹介します。

○自治会(区長会)

自治会は、地縁により組織される地域コミュニティの基本単位であり、基本的にほとんどの地域住民が参加しています。小学校区単位で自治会が集まった「地区自治会(区長会)」が地域振興協議会の運営を支える団体として全ての協議会に参加しています。

○民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の高齢者や障がい者、児童・母子世帯など、困りを抱える方の実態把握や相談対応など、住民の立場に立った援助活動を行っています。

○福祉委員

福祉委員は、社会福祉協議会からの委嘱により、日ごろからの暮らしの中での気づきを区長や民生委員と共有することにより、課題を抱えた住民が早い段階で支援につながるための見守り活動を行っています。

○自主防災会・防災士連絡会

大規模災害などの発生に備え、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、地域の防災力向上に取り組んでいます。

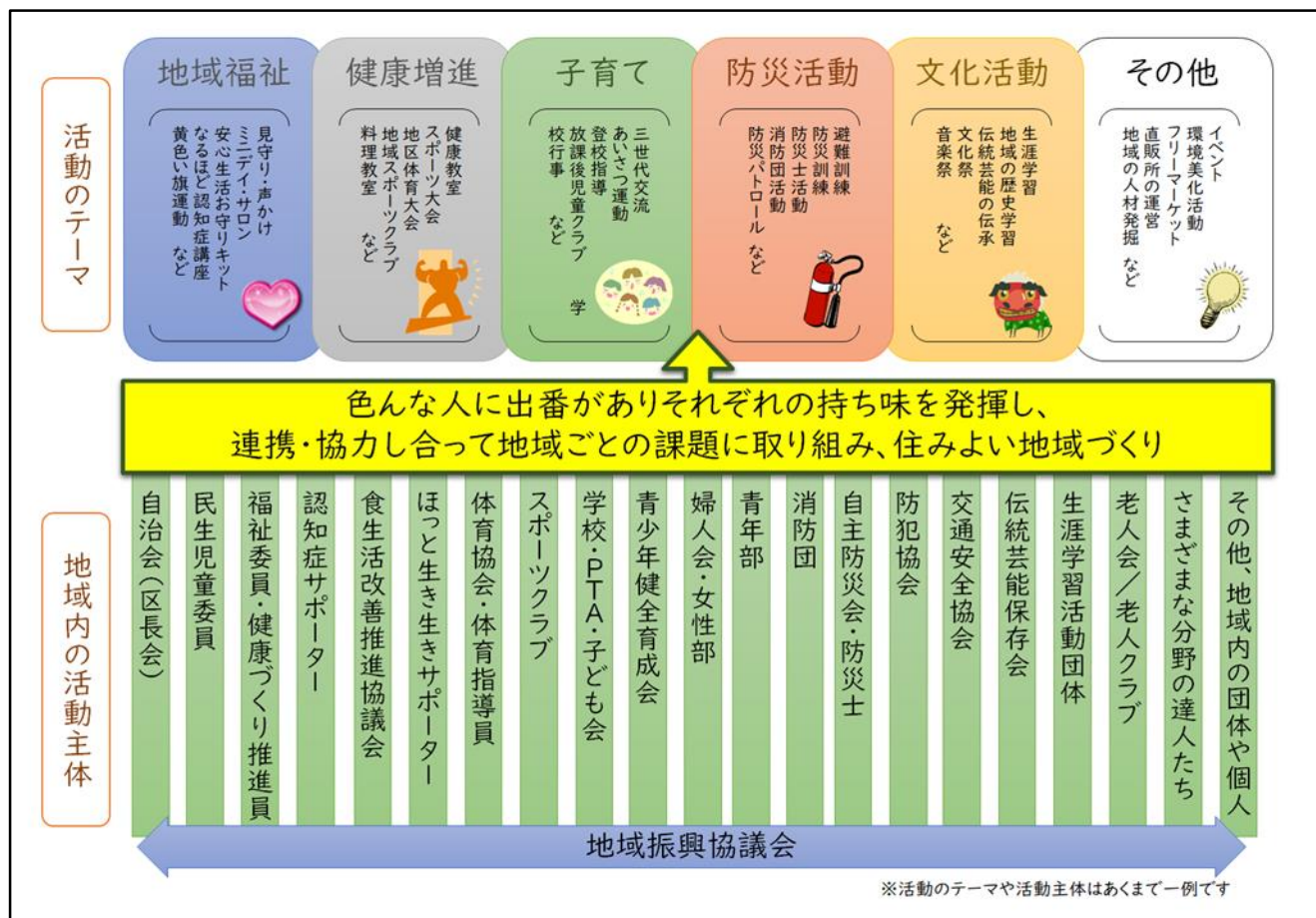
○消防団

家屋や林野など火災発生時の消火活動だけでなく、地震や風水害など災害時の救助救援活動や行方不明者の搜索活動のほか、平常時においても住民への防火指導や巡回広報、特別警戒など、地域における消防・防災力の向上に取り組んでいます。

○その他団体

「PTA」や「青少年健全育成会」などの学校関係団体のほか、「体育協会」や「スポーツ少年団」などの体育振興団体、「老人クラブ」や「婦人会」などの社会参加団体、また、「交通安全

協会」など地域で活躍する多くの団体が参加しています。

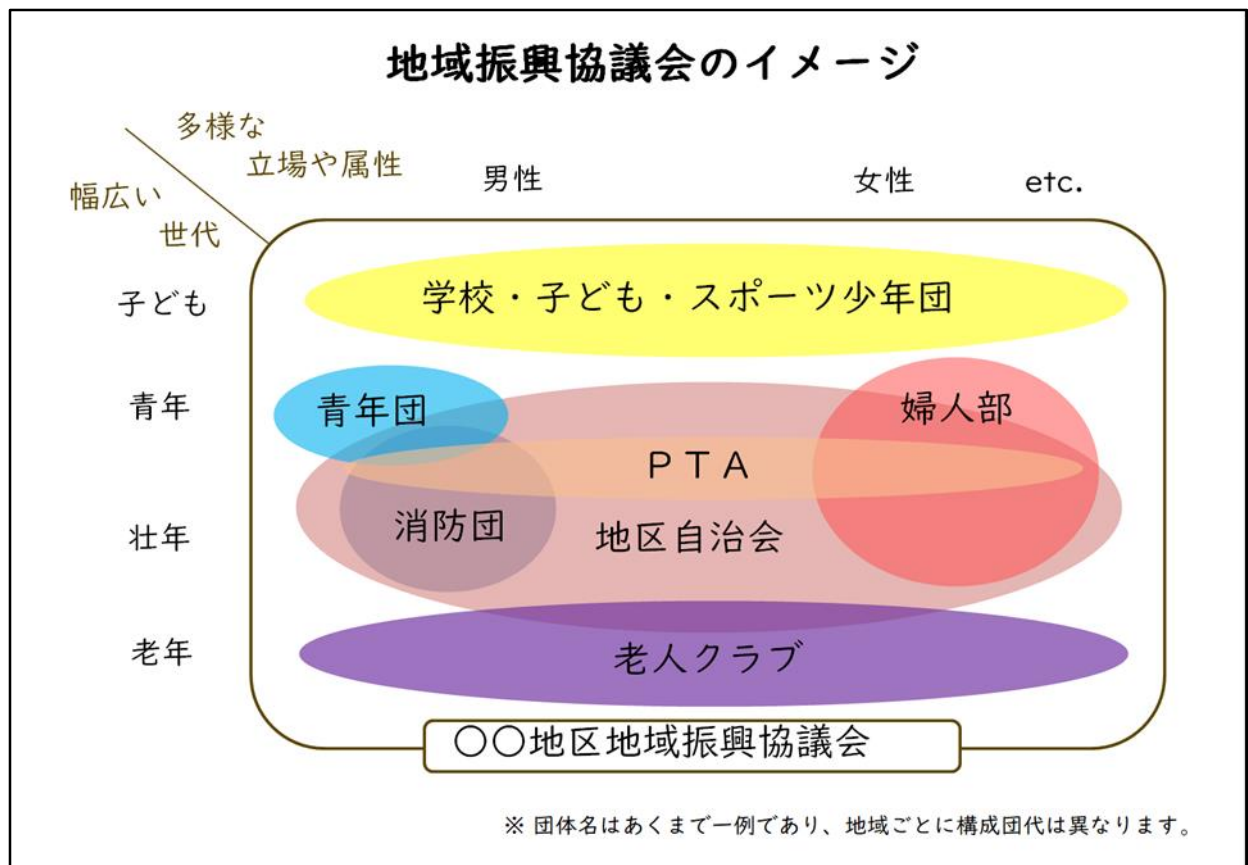


【3】地区自治会の役割と関係性

地域振興協議会は、それぞれの地域で活動する各種団体が連携して設立された組織であり、その中心として運営を担っているのが地区自治会（区長会：校区単位での自治会の連合組織）です。

地区自治会は、ほぼ全ての住民が参加し、昔から地域運営の中心を担っています。地区自治会が協議会運営の中心を担うことで、その仕組みや既存のつながりなどを共有できるメリットがあります。それが地区で活動する各種団体が「多様な立場や属性を超えて、幅広い世代でつながる。」といった地域振興協議会の仕組みの構築を支えています。

一方で、地区自治会の代表と地域振興協議会の代表が違う場合などは、活動の一体感や役割の明確化などが難しい、また、地区自治会と地域振興協議会の代表が同じ場合であっても代表交替時の引継ぎや継続性に課題があるなどの特徴があり、それぞれの特徴や課題を認識しながら、地域にあった運営方法を構築していくことが大切です。



図のように、地区自治会が中心となり、地域で活動する各種団体が一体となった組織が地域振興協議会であり、それぞれの地域振興協議会が活動拠点をもち、地域性を活かした多彩な活動を展開しています。

【4】地域振興協議会が持つ「2つの機能」と「3つの役割」

地域振興協議会の設立にあたっては、市が意義・目的などを提案し働きかけを行い、それに賛同した地域住民自らの意思によって設立されたものです。そのため協議会の活動内容などについても一律に決まっているものではなく、地域の特性などに応じて地域の皆さんが協議のうえで決めています。

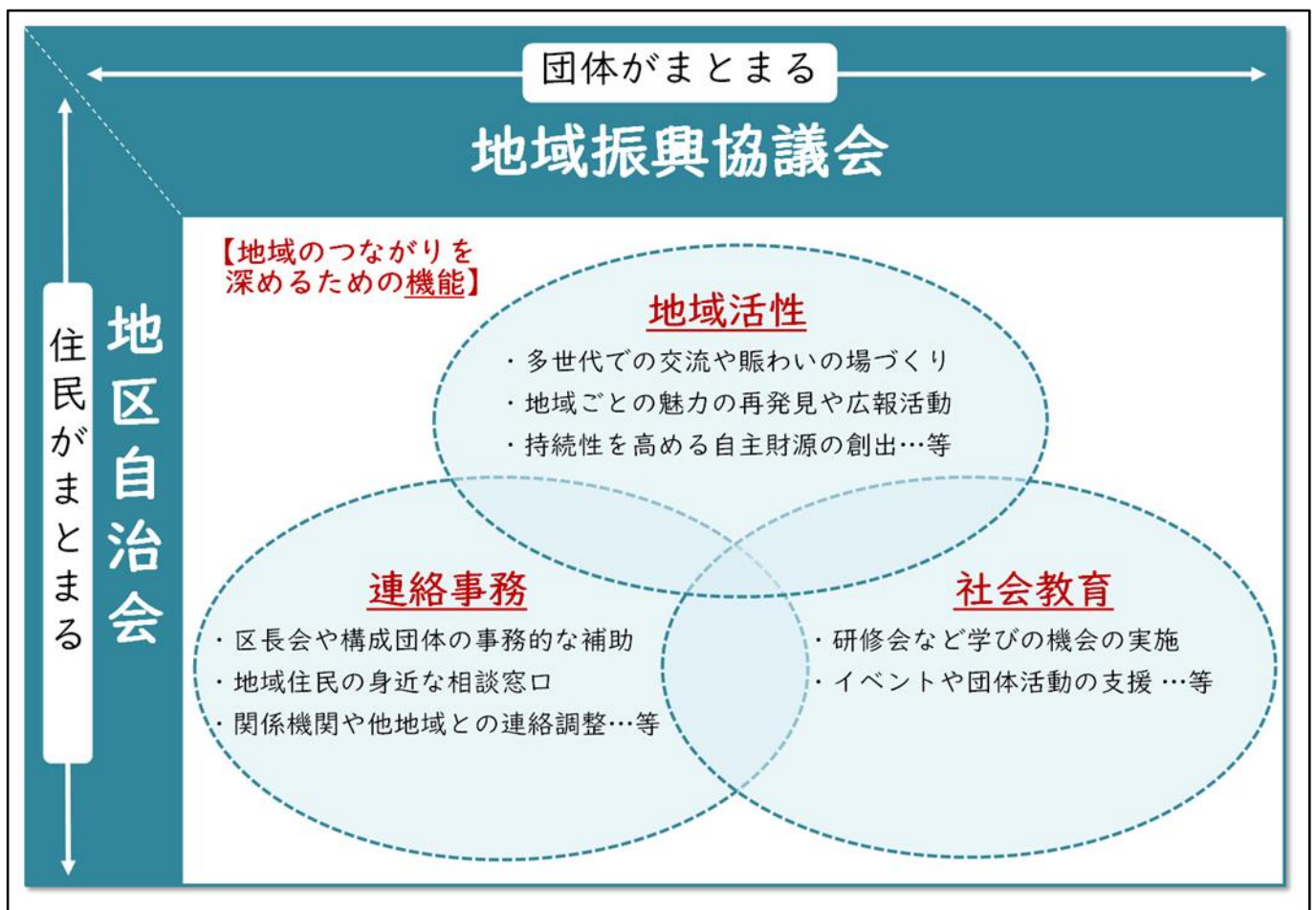
そうした中で、少子高齢化や人口減少に起因する担い手の不足や地域における自治機能の低下などにより発生する地域ごとの課題に対し、それぞれの人・団体が各々の持ち味を発揮し、連携・協力し合って活動を存続・発展させ、課題を解決していく「自立した地域づくり」を進めることが地域振興協議会に期待されている役割です。

地域振興協議会は、地域の将来ビジョンや課題の解決方法を検討する「協議機能」と地域課題解決に向けた取り組みを実践する「実行機能」の両面を担っています。

地域ごとに参加する団体や組織形態(部会など)は異なりますが、地域の住民・団体が参画し、行政と協働することによって、より長く活動を続けていくことが可能になります。この

両機能をバランスよく発揮しながら地域づくり・コミュニティの維持を図っていくことが求められています。

このように地域住民や活動団体がまとまって協働し、地域づくりを継続していくためには、下の図のような「3つの役割」が重要と考えています。地域振興協議会は、地域にある活動団体がまとまったものであり、その中心となっている地区自治会は、地域住民がまとまった組織です。地区自治会と地域振興協議会は切っても切れない関係性があるため、一体となって、「連絡事務」、「地域活性」、「社会教育」の役割を展開することが効率的であり、地域の持続可能性を高めていくために効果的であると考えられます。



5 運営について

臼杵市では、全ての地域振興協議会において、活動を促進するための拠点施設を設けており、地区自治会を中心とした運営体制を構築しながら、実務面では集落支援員などがサポートを行う体制を構築し活動が進められています。

【1】拠点施設(コミュニティセンターなど)について

地域振興協議会を運営し活動を推進していくにあたって、地域住民が集える拠点の存在が重要です。臼杵市ではコミュニティセンターなどを各地域の活動拠点として整備することで、地域振興協議会の活動や地域住民の学びや福祉の向上などを支援しています。

それぞれの拠点施設の管理・運営にあたっては、地元の地域振興協議会を指定管理者に定め、指定管理者制度にのっとり効果的な活用をお願いしています。なお、地域拠点の役割などについては「臼杵市コミュニティセンター条例」において、以下のように規定しており、まだコミュニティセンターに属していない活動拠点を持つ地域振興協議会にも準用した運営をお願いしています。

(役割・業務)

第 3 条 コミュニティセンター(以下「センター」という。)の果たす役割・事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政・地域情報の収集・提供
- (2) 地域諸団体等の連絡・支援
- (3) 市民学習、文化、スポーツ・レクリエーション等の学習、集会、イベント等の企画実施
- (4) 子育て及び青少年健全育成の支援
- (5) 健康・福祉の増進及び環境浄化・安全確保の推進
- (6) 情報システムの整備及び利用促進
- (7) 地域住民の集会その他公共的利用に対する施設の開放
- (8) 地域防災体制の整備及び支援
- (9) 地域の自立支援
- (10) その他センターの設置目的に即し必要な事業

こうした役割・事業を地域振興協議会が担えるよう、それぞれの地域振興協議会に集落支

援員(地域によって館長、センター長など呼称や雇用形態が異なる場合があります)を配置しています。

【2】集落支援員について

集落支援員は総務省が推進している取り組みの一つであり、「地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握などを実施」する人材」として配置されています。

地域づくりのみならず、「人と場」が持つ機能が重要であり、地域に目を配るコーディネーター的な人材(人:集落支援員)、地域を守るために住民が主体的に活躍できるプラットフォーム(場:地域振興協議会)が、地域づくりの大きな推進力となっています。

それぞれの地域の活動拠点は、これまでの設立の経緯や地域実情により様々です。臼杵市が有する施設を活用し、業務委託や施設の管理委託などの形態で、地域ごとの運用を行っています。

地域ごとに違いはありますが、本市では集落支援員に求められる役割を次のように捉えています。

- 地域の状況の調査・点検に関すること
- 地域の課題の把握・点検に関すること
- 地域団体・住民・地域振興協議会・行政との連絡調整に関すること
- 地域の維持活性化にかかるコーディネートに関すること
- 見守りなどの高齢者支援に関すること
- 集落の活性化・住民の生活維持のための自主的な活動支援に関すること

【3】指定管理者制度について

現在、臼杵市におけるコミュニティセンターは「指定管理者制度」を活用し、地域振興協議会による管理・運営が行われています。

ここでは「指定管理者制度」の目的や内容を理解するとともに、指定管理者として、地域

振興協議会に求められる役割などを説明します。

◎指定管理者制度とは

指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者などが有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられました。

臼杵市では平成18年度から導入を開始し、「臼杵市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」(以下、条例といいます。)などに基つき、検討・審査などが行われ、臼杵市議会の議決を経て、指定管理者を決定しています。

公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており「コミュニティセンター」も公の施設に含まれます。

◎指定管理者制度の目的と役割

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減や有効活用を図ることを目的としたものです。

目的①:民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上

目的②:施設管理における費用対効果の向上

目的③:管理主体の選定手続きの透明化、及び適切な評価

また、コミュニティセンターの指定管理者として、施設の適切な管理運営はもちろんですが、地域振興協議会には以下の役割を担うことも期待されます

役割①:地域の文化や地元の間人関係を生かした、地域ニーズに沿った運営

役割②:地域振興協議会が進める地域づくりに則した柔軟な施設の利活用

役割③:地域運営と施設管理の一体化による、地域コミュニティの確立や地域で活躍できる人材の育成

役割④:災害時など、緊急を要する場合の対応・運営など

◎指定管理者の権限

指定管理者が有する権限は、使用許可権限を含む施設の管理権限であり、コミュニティセンター条例に定める業務の範囲内であれば、指定管理者の判断により施設の使用許可を出し、使用料を徴収できる権限を有しています。

なお、市は管理権限を行使せず、設置者としての責務を果たす立場から、必要に応じて指示などを行うものとされています。

◎指定管理者の運営の透明化

指定管理者に対しては、市より人件費や管理費を含めた指定管理委託料の支払いをしています。施設の規模などにより、金額の違いはありますが、いずれも公費により支出され、施設運営の透明化が求められるものであります。

そのため、市は指定管理者の管理運営が適切で、当初の目的を達しているかどうかの審査をする必要があることから、各地域振興協議会には毎年の報告書の提出が義務付けられています。

◎指定管理者としての守秘義務

条例第13条により、秘密保持義務が定められていますので、指定管理者として業務上知り得た情報などを外部に漏れることがないようにしなければなりません。

【指定管理者制度に関する Q & A】

Q1: 指定管理者の行う業務の範囲はどこで確認するのですか？

A1: コミュニティセンターに関しては、「臼杵市コミュニティセンター条例」に業務や管理の範囲を定めています。また、より詳細な項目は、指定管理期間を通しての「基本協定」、また、1年ごとに確認する「年度協定」に示されています。それらに定める事項以外で判断に迷う事柄がある場合は地域力創生課へご相談ください。

Q2: コミュニティセンターで起きたケガや事故の責任はだれがとりますか？

A2: 施設自体に問題(建付けが悪く設備が落下など)があった場合は、設置者である市に責任があります。施設の管理上の問題(ケガ人を救護しなかったなど)があった場合は、管理者である指定管理者の責任が問われます。どちらの責にも帰さないものについては、双方での協議が必要になることも考えられます。なお、臼杵市が加入している保険での補償もあるため、事故が起きた際などには市への速やかな連絡が必要です。

Q3: 指定管理者は協定で定める事業のほかに、収益などを得るための事業を行うことは可能ですか？

A3: 市への事前の相談と承認の下であれば実施可能です。指定管理者の収益事業は、本

来業務の妨げとならない範囲かつ、指定管理者の責任と費用において実施されることを前提に、地域振興協議会という立場から地域への貢献などが見込まれる自主事業（例えば、地域振興協議会で開発した地元産品・加工品などを販売する）などの実施を推奨しています。協議会としての新たな収入の確保やビジネスチャンスとして、また、地域を盛り上げる手段の一つとしてコミュニティセンター活用できます。（※ただし、収益の金額によっては、委託料算定の協議をお願いする場合があります）

Q4:指定管理者として、施設の貸し出しの際の注意事項は何ですか？

A4:コミュニティセンター条例には、「公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき」、「建物又は付属設備を破損するおそれがあるとき」、「その他管理上支障があるとき」の3点について、利用の承認をしないものとしています。

営利目的による利用については、使用料の割り増し規程はありますが、特に禁止するものではありません。ただし、上記3点を考慮するなかで、暴力団関係者の利用や、詐欺商法と思われる団体などへの貸し出し、特定の団体への長期的な貸し出しなどは不適切であると考えます。判断に迷う場合は、許可を出す前に地域力創生課へご相談ください。

Q5:指定管理者による、個人情報の取り扱いの注意点を教えてください。

A5:指定管理者が施設管理を通じて取得した利用者などの個人情報（氏名や住所、電話番号など）については、個人情報の漏えい、滅失や毀損の防止、また、適切な管理のための必要な措置（カギがかかるキャビネットへの名簿の保管など）、また、事務員など、関係者への秘密保持への指導などが必要になります。

Q6:指定管理者は、指定管理業務を第三者に委託することはできますか？

A6:清掃や警備といった個別の業務を指定管理者から第三者へ委託することは可能です。しかし管理に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。

第 2 章

これからの地域振興協議会について

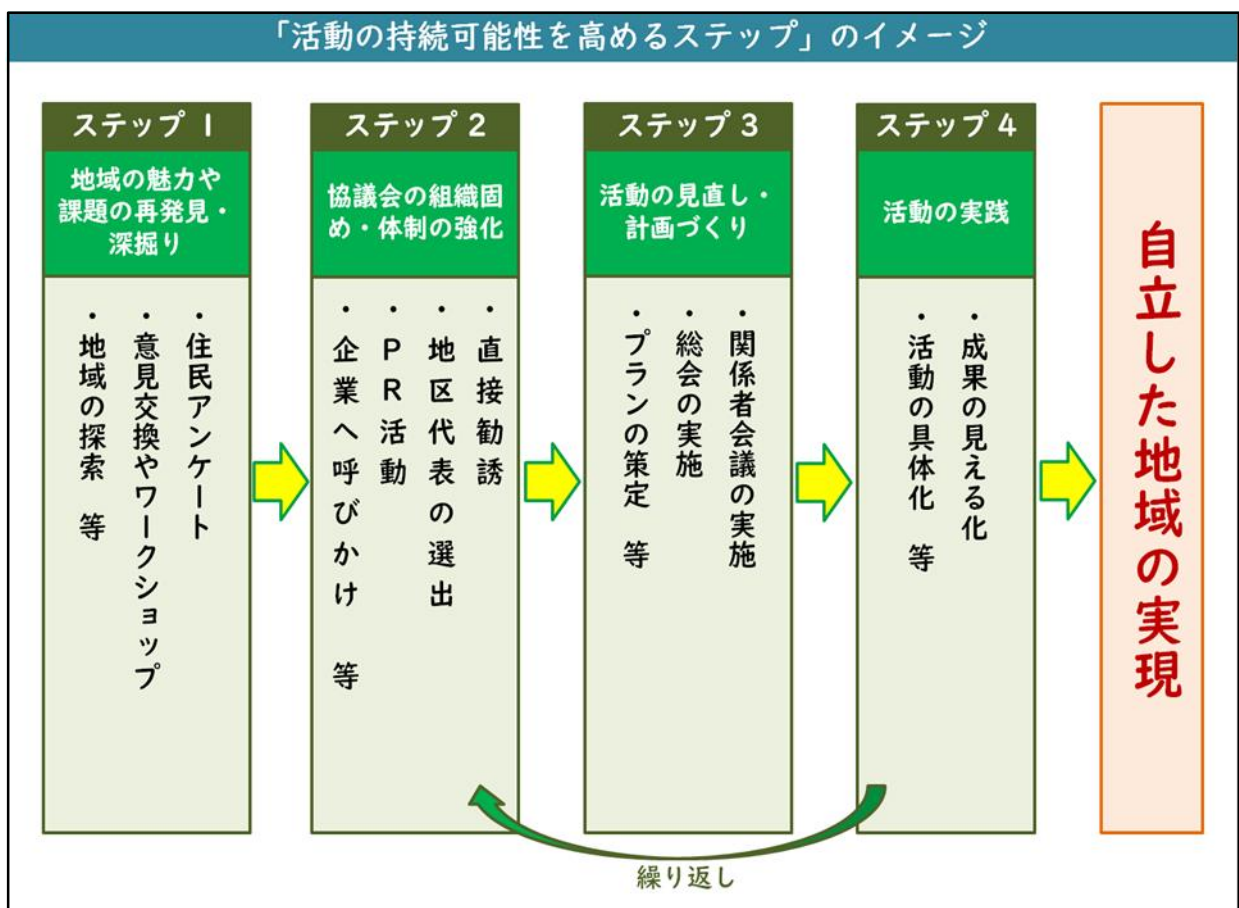
1 めざす地域の姿の実現にむけて

地域振興協議会は住民主体で活動していくことが基本であるため、取り組み方には地域ごとのカラーがあり、その活動や進捗状況などにも違いや濃淡が生じます。

協議会設立に至った時期や背景が異なり、設立から一定年数を経過したことによって、役員の顔ぶれも変わっていく中で「当初の目的意識が曖昧になってきた」、「マンネリ化してしまい活動が行き詰ってきた」などといった課題も生じています。また、人口減少が進む中で、持続可能性を高めていく工夫も求められています。

そうした中で、地域の力を継続的に高めていくためには、「どのような地域にしていきたいか」といっためざす地域の姿を明確化しつつ、参加する仲間を増やししながら、地域振興協議会の活動内容を持続的に発展させていくことが大切です。

この章では、これからの地域振興協議会のあり方や役割を考察しながら、活動をすすめていくための手法や仲間づくりの手法などを考えていきます。



【ステップ1】地域の魅力や課題の再発見・深掘り

新たな取り組みなどを模索する第一段のステップは、あらためて地域の実情を知るための行動です。私たちが暮らす地域の魅力は何か、課題が生じている原因は何かなど、地域の強みや弱みなどを深掘りしていく必要があります。

その際には、現在の役員を中心とした関係者だけで話し合いを進めるのではなく、より多くの地域住民が参画できる方法を考えていくことが大切です。

《提案1-1》住民アンケートの実施

地域の主役は、住民一人ひとりです。幅広く意見を集約することが、地域振興協議会の取り組みを知ってもらい、興味や関心を高めることにもつながります。

住民へのアンケートの目的は、現状の把握、地域資源や課題の把握、住民の意見集約などが主ですが、あわせて活動の周知や潜在的な協力者の把握などにも期待できます。

そのためには、明確な目的の設定や対象者を定め、アンケートを実施することが大切です。

また、アンケートの項目は自由記入よりも、いくつかの選択肢を設定した方が、回答もしやすく集計や分析などが行いやすくなります。

《提案1-2》意見交換会・ワークショップの開催(決めない会議)

アンケートは多くの人からの意見を集約することが可能ですが、意見交換会を実施するとより詳しく住民の思いや考えなどを把握することができます。また、意見交換会を通し、潜在的な協力者との交流ができるほか、意見交換会での発言を今後の活動に反映することで、参加した地域住民の主体性の向上や問題解決意識の向上にもつながり、新たな協力者や理解者を増やすことが期待できます。

この手法は参加者が協議の主役となり、活発に発言ができるようワークショップ形式で行うことが効果的であると考えられます。なお、こうしたワークショップは、何かの結論を出すことを目的とせず、地域の可能性を高めるために様々な視点からの対話が大切であり、自由に意見を出し合ってもらうこと自体に意義があることから、『決めない会議』と呼ばれることがあります。

ワークショップ実施のポイント

「ワークショップ」は仕事場や作業場という意味であり、地域づくりを進めていくにあたって、地域で暮らす人々が主体となって地域の課題や魅力を見つけ、今後の地域のあり方について、学び、気づき、考える場として有効な手法です。また、住民同士の出会いの場、住民同士のつながりを深める場としても役立ちます。

○まずは、参加しやすい雰囲気づくり

- ・楽しく、興味を持って参加でき、自由に意見を出し合える雰囲気づくりを
- ・特定の意見を肯定・否定することなく、多様な意見・考えを共有する場に
- ・想いを伝える喜びを実感でき、地域づくりに参画する充実感を大切に

○ワークショップの進め方のコツ

- ・分かりやすいテーマで、発言しやすい雰囲気を
- ・ワイワイガヤガヤが良いが、参加者が必ず1回は発言できる配慮を
 - ・幅広い意見を拾うことを目的に、意見を一つにまとめようとしない
 - ・回を重ねるごとにテーマを深めながら、方向性を定めていく

《提案1-3》地域の探索(フィールドワーク)を実施

ワークショップの手法のひとつに、「フィールドワーク」という手法を取り入れ、現地に足を運び、直接観察や聞き取り調査などを行うことで、より多くの情報を得る調査手法があります。協議会のメンバーやワークショップへの参加者などで実際に地域を歩き、自分が住んでいる地域の魅力や変化などを知ることで、より深く地域を理解し具体的なアイデアや解決方法を考えることが可能です。

フィールドワークはただ散策をするのではなく、どのようなポイントを観察するかテーマをあらかじめ決めておき、普段とは違う視点で探索することが重要になります。また、可能であれば、地元以外の人(遠方から来た地域おこし協力隊員や移住者など)にも参加してもらうことで、地元の人では気づかない新たな魅力の発見などにつながります。

○フィールドワーク実施にあたっての観察ポイント(例)

- ・自然に関すること(水、生き物、草木など)
- ・生活に関すること(道路、水路など)
- ・歴史・文化に関すること(神社、寺、文化財など)
- ・景観に関すること(街並み、山並み、田園風景など)
- ・産業に関すること(商店、農地、工場など)
- ・その他、公共施設、特徴的な建物、気になる場所など

《フィールドワークの身近な事例》

南津留区長会では区長会長改選に合わせ、全区長参加のもとで各区を巡回訪問する「集落訪問」を行いました。

各集落訪問では、担当区長がその地区の現状や課題について説明し、合わせて伝統行事や史跡なども紹介しました。参加者からは課題解決の方策や文化財の活用などについて積極的な提案がなされ、良い情報交換ができました。

また、3区が合併して誕生した高山区では、この集落訪問をきっかけに、史跡である石橋「音波橋」の再生プロジェクトがスタートし、石橋周辺の景観整備、アクセス道の整備、麻生音波氏の功績調査などが進められています。

区長などの交代時には、こうした「集落訪問」を行い、個別の問題を区長会全体で現地で意見交換することも効果的です。

○コミュニティマップの作製

地域を探索して気づいたことや写真などをマップに書き出し、場所や施設の名前だけでなく特徴を書き出すことで、地域の価値を再認識できる

《コミュニティマップの作製の身近な事例》

下ノ江地区をはじめとしたフットパス(地域に昔からある、ありのままの風景を楽しみながら歩くイギリス発祥のまち歩き)の活動に取り組んでいる地域では、地域の人が集まり、実際に歩いてみながら地域の魅力を再発見し、フットパスのコースづくりを行っています。日頃は見慣れた街並みも、都市部に住む人には感動的な風景だったり新たな発見が生まれます。



○提案シートの作成

- ・探索して気づいたことを整理し、それがどうすれば活かせるかを書き出す
- ・他者に「どうしてもらいたい」ではなく、自分ならどうするかという視点が重要

【ステップ2】協議会の組織固め・体制の強化

ステップ1により地域における魅力や課題を把握し、これからの地域づくりの方向性が見えてきたら、つぎの段階として、その地域づくりに参加・協力してくれる新たな仲間づくりや運営体制の強化、更新などに取り組むことで、より良い地域づくりに近づきます。

新たな仲間づくりは簡単ではありませんが、仲間が集まらないとできないこともあるため、地域振興協議の目的や取り組みを明確に示しながら、根気強く声かけを続けることによって仲間を増やしていくことが重要です。以下、仲間づくりの事例などについて提案します。

《提案2-1》注目される人材の直接勧誘

地域振興協議会のメンバーで情報を出し合い活動に賛同してくれそうな人や、ワークショップに参加した人の中から地域づくりに関心を寄せてくれた方々などから人選し、役員で手分けして、直接、本人に対して地域振興協議会への参加をお願いする手法です。

ごく一般的な方法ではありますが、地域の内情に詳しい役員の方々が直接的に声掛けを行うこの手法が最も効率がよく、効果が高いものと考えます。

声掛けにあたっては、地域振興協議会の説明資料だけでなく、声掛けする相手に対し「あなたの〇〇した能力や経験を役立ててほしい」といった、相手側に対する期待を明確に伝えることが大切です。参加に難色を示した場合であっても、「可能な範囲で良い」「一人に負担をかけない」など、参加への不安を取り除けるよう丁寧に説明することとあわせ、「仲間との喜びの共有」「地域貢献による充実感」など、活動に参加することで得られるメリットもあわせて伝えることで参加への理解が進むものと考えられます。

《新たな仲間づくりの身近な事例》

いくつかの地域では、日ごろのコミュニケーションを増やし、活発な意見が出やすい関係をつくるために、2カ月に1回程度のペースで飲み会を実施しています。

中央地区では「やっちゃろう会」という小中学校の父親部会が団体として結成されており、除草作業や地区の見回りなどを実施している。イベント実施の際には、駐車場係などの手伝いをしてくれています。

父親が地域に関わることで、子ども達も喜ぶため、親世代が地域のイベントなどに関わりやすくなるよう意識しているとのこと。

また、中央地区は大分県のモデル事業に手挙げし、地域活動に対するアドバイザー派遣を受け、関係者へのアンケート調査などを行い、体制の強化に向けた取り組みを行っています。

《提案2-2》地区代表者の選出

直接勧誘などで十分な仲間が集まらない場合は、地域内の一定のエリア内から地区代表を選出してもらうといった方法も考えられます。たとえば、大字単位などで区長代表や推薦者を出してもらい、2年間などの期間を定めて運営の役員などを担ってもらう方法です。

最初は義務的な参加になることは否めませんが、活動を共に続けることで、活動の重要性や楽しさを理解し、任期後も活動メンバーとして残ってもらえることが考えられます。

また、様々な視点や特技などを持った方の参加が得られる機会にもなり、活動の幅を広げ、新たな取り組みのきっかけづくりにもなります。

一度に多くのメンバーを増やすのに適してはいませんが、長い時間をかけて協議会活動への理解者・賛同者を増やしていく着実な方法の一つと考えられます。

《提案2-3》イベント時などのPR促進

それぞれの地域振興協議会で実施しているイベント開催を通し、まずは取り組みを知ってもらい、活動に参画するきっかけをつくる「PR活動」が重要です。

ふれあい交流会や夏まつりなどのイベントは地域振興協議会の活動をアピールし、仲間を増やしていくための貴重な機会になります。イベント参加者に対し、メンバー募集のチラシを配布することや、参加者の興味や関心などを把握するためのアンケート調査などを実施することで仲間づくりの取り組みに活かすことができます。

イベントに関しては、地域内の住民だけでなく、地域外から参加する方もいることから、広く地域のファンを増やす機会ととらえ、協議会のHPやSNSに誘導するなど、工夫をこらしたチラシ作成が効果を高めると考えられます。

《PR促進の身近な事例》

多くの地区では、大きなイベントなどを開催する際に、チラシやポスターを制作し、地域に周知することにより、地域振興協議会の取り組みに興味関心を持ってもらう工夫をしています。

チラシなどに二次元バーコードを掲載することにより、地域で作成したInstagramやフェイスブックといった地域振興協議会についての紹介ページに誘導し、より多くの方に知ってもらい、理解者や協力者を増やしていくことも出来ます。

下ノ江地区では「下ノ江ふれあいセンター」という活動拠点の名前でFacebookでの情報発信を続けており、日ごろの活動の様子からイベント告知まで様々な内容を発信しています。

《提案2-4》企業などへの呼びかけ

地域づくりの主体は地域住民ですが、地域内にある企業なども、地域を支える大切な「地域資源」です。

企業等で日中働いている従業員の方は、地域活動への直接的な参加ができない場合が多くても、災害などの際は共に助け合う心強い仲間になることが考えられます。

地域で行う防災訓練などについては、取り組みに理解いただける企業などにも参加を呼びかけ、日頃から地域と企業との連携を図る体制が新たな仲間づくりにつながります。

これらをきっかけに、地域イベントに企業の従業員が参加し、協議会活動への理解が深まることで、企業からの人的・物的な支援などにもつながるかもしれません。

《企業に呼び掛ける際の配慮など》

いくつかの地区では、地域に所在する企業が協力してくれており、イベントなどの財源となる寄付金や作業への協力など、地域活動に参画してくれています。

一方で、急に手伝いや寄付金を求められると距離を置かれてしまうこともあります。まずは、チラシなどの案内を企業にも配布し、イベントに楽しんで参加してもらうことからスタートし、徐々に関係づくりを進めていくことが大切です。

《提案2-5》「関係人口²」増加への取り組み

地域づくりに参加してくれるのは、地元の住民だけとは限りません。都市部には、遠方の地域にふるさとの愛着や人とのつながりを求める若者などが増えており、これらの人々は「関係人口」と呼ばれています。

日頃は都市部で働きながら休日などを利用して、「仕事で一度訪れた」、「友人に紹介され気に入った」などといった関係性や縁を持った地域に赴き、地域のイベントや農作業などに参加しながら、地域の人々との交流を楽しみ、愛着をもって地域づくりに参加してくれる人もいます。また、主な生活拠点とは別の地域にも生活拠点をもち、二つの地域を定期的に行き来する「二地域居住」について、地域の活性化や担い手不足の解消をめざし、国土交通省が推進を図っています。

現在は、遠方に住んでいても SNS などを通じて、多くの人々とつながりを持てる時代であり、地域の魅力発信に力を入れ、関係人口の増加を図ることで、新たな可能性が生まれています。

²関係人口とは、「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉であり、地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています

《提案2-6》部会の新設・変更など

仲間づくりと同様に大切になるのが、運営体制の見直しです。地域づくりを進める中で、地域の実情の変化や新たな課題などが生じます。長期にわたって運営体制が変わっていないことによって、取り組みがうまく回らなくなってしまうことがあります。地域づくりの方向性や課題の内容に応じて、関係者間での協力体制や役割分担を見直し、部会などの新設や変更によって改善を図ることが必要になる場合があります。

部会についても、新たな部会を設ければ良いというものではなく、限られた地域資源を効率的、効果的に活用するため、特に力を入れる事業などを明確にし、それに即した人材や予算を集中的に割り当て、他の部会の活動を一時的に縮小するなどのメリハリをつけた運営体制の構築が求められることもあります。

そうした体制構築のためにも、次のステップで紹介する「活動の再考」や「計画づくり」が重要な役割を果たします。

【ステップ3】活動の再考・計画づくり

「ステップ1」で地域における魅力や課題を把握し、「ステップ2」により新たな仲間づくりや体制見直しなどが一定程度進めば、次のステップとして、これからの具体的な活動内容を検討し、それを推進するための「計画づくり」に取り組むことによって、めざす地域づくりのイメージをしっかりと形にすることができます。これにより関係者の方々の活動の目的や目標が共有できるようになり、あわせて役割分担なども明確化でき、活動を展開しやすい環境が整っていきます。

《提案3-1》『決める会議』の実施①(事務局会・理事会)

ステップ1では、地域の将来可能性を高めるため、「決めない会議」といった多くの方から様々な角度で意見を集めるための取り組みを進めました。このステップでは、これまで出された地域住民の声を事業に反映するため、優先的に解決すべき地域課題は何か絞り込み、具体的な活動方針を決めていく作業になります。

このステップでの会議の主体は、事務局会議や理事会をイメージしており、課題の本質を探り、コストを踏まえた現実的な事業化を企画としてまとめていきます。

○課題の本質を見極める(事務局会議:部会を含んだ関係者会議)

- ・課題が生じている要因を探り、課題に対する改善策を様々な角度から検討する
- ・重要度や緊急性を考慮しつつ、優先順位を考え、取り組みを選択する

- ・選択した取り組みに対して、集中的な活動を企画する
- ・各部会の事業についても、同様に議論し、解決策や方向性を探る
- ・必要に応じ、専門家や識見者、行政の担当などに意見をきく

○企画を精査・検討する(理事会:役員を含む関係者会議)

- ・事務局の企画案に対して、理事会において以下について精査する
- ・地域振興協議会の活動目的から逸脱していないか
- ・企画の実施によって、目的は達成できるか(手段や手法は適切か)
- ・スケジュールやコストに関して、無理や無駄がないか

○会議のルール(事務局会議・理事会)

- ・意見やアイデアを否定せず、膨らませる
- ・やれるか、やれないかを判断する前に、必要性について考える
- ・難しく考えすぎず、できるだけシンプルに整理する
- ・会議に出られないときに無理をしない
- ・会議に出られなかった人を責めない

《「決める会議」の身近な事例》

下北地区では、必要に応じて地域振興協議会の役員と集落支援員での会議をこまめに実施しています。

集落支援員が連絡調整役となり、会長、副会長、事務局長が一堂に集うことにより、地域の課題などをそのままにすることなく、早めに検討し、取り組みにつないでいます。

《提案3-2》『決める会議』の実施②(総会)

総会は、各地域振興協議会の年度計画や予算・決算をメンバー間で議決するなど、地域づくりにおける重要な会議です。提案3-1の理事会で決定した新たな事業などに対し、これを実行するかどうかの最終判断も総会で行います。

通常は、年度初めに実施する年1回の定例(通常)総会が協議を行う場になりますが、緊急的に事業や予算を協議する必要がある時などは、臨時総会や代議員会(事前に決めている代表者による会議)により判断を行う場合もあります。

総会は参加人数が多いため、新たな企画・事業提案をする場合は、要点を整理した資料作成や、効果的なプレゼンテーションなどの事前準備が重要になります。

○新たな企画についての効果的な提案、資料作成がポイント

- ・目的や具体的な効果、対象者・コストなど、企画の全体像を簡潔にまとめる

- ・理事会などで出された疑問点や質問を整理し、回答を添えておく
- ・無理がない、継続できる、楽しめるなど、アピールポイントを明確にしておく

○総会前の準備・工夫

- ・協議に時間がかかりそうな場合には、総会前に資料を事前送付しておく
- ・必要に応じて、質問や提案の事前提出を受け付けるようにする

総会では様々な意見が出される場合があり、企画に対する反対意見が出ることも想定されます。そのような場合には、事業の効果だけでなく、企画の制作過程(事務局会議や理事会など)についても丁寧に伝え、多くの意見を反映させつつ企画を進めてきたことを理解してもらうことで、その企画の正当性をアピールできる機会になります。

反対意見がでることも民主的な合意形成を行ううえで大切なプロセスとなります。

《総会を実施するうえでの配慮》

コロナ禍で書面開催を余儀なくされた時期がありましたが、総会に参加してもらい、活発な意見などを発言してもらうことにより、「地域振興協議会の取り組みに関与し、地域づくりに携わっている。」という意識を強めてもらうことが大切です。

関係者の議決を得るだけでなく、関係者のつながりを深めることをめざして、意見交換の場になるよう、発言などがしやすい雰囲気作りが重要になります。

《提案3-3》地域ごとの『計画(プラン)』の策定

より事業の推進力を強め、持続的な地域運営を行うためには、地域がめざす将来像(ビジョン)とそこにたどり着くための過程(プロセス)などを記した『計画(プラン)』の策定が重要になります。この計画により、より多くの住民の理解を得ることができ、めざす地域の姿に近づいていくことができます。また、一度に複数の企画を立ち上げ、一体的、継続的に地域づくりを進めていくためには、計画策定の意義が高まります。

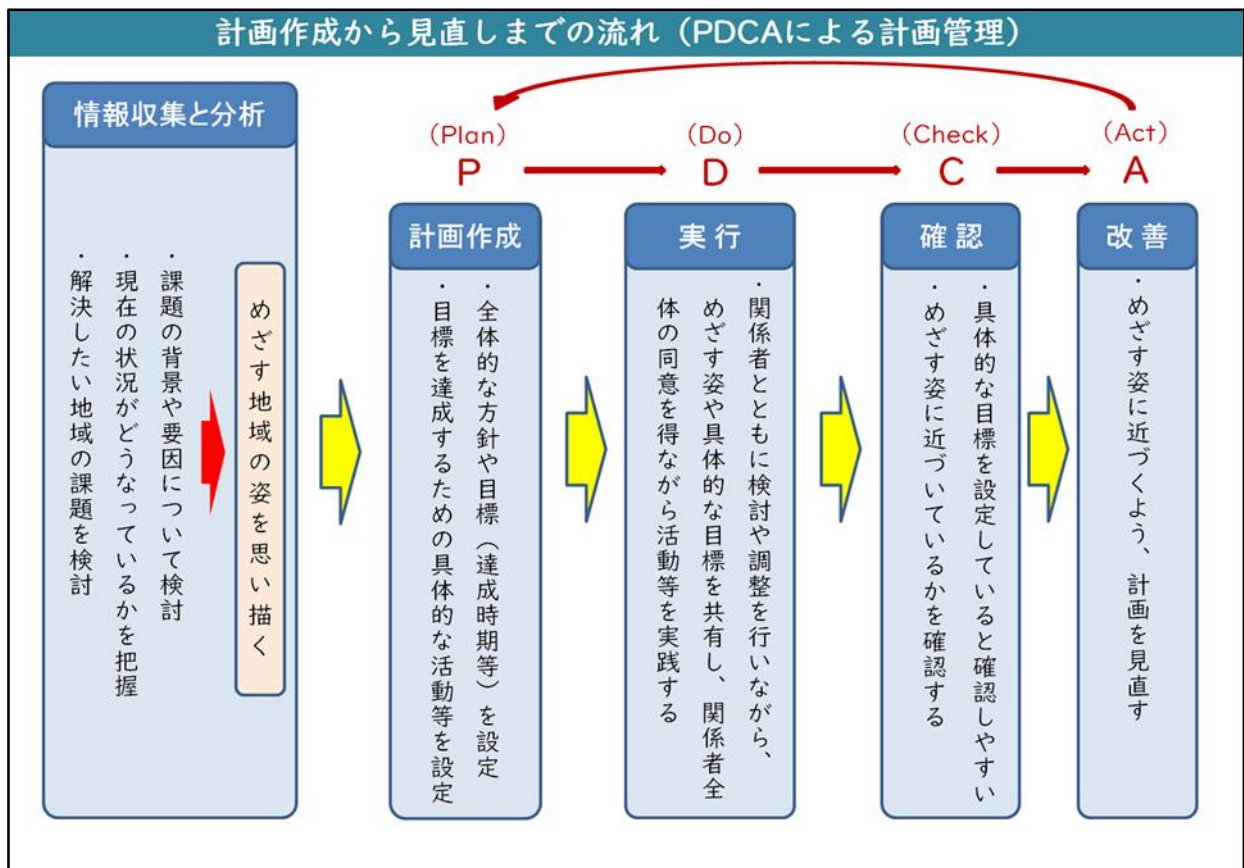
○計画策定のメリット

- ・計画づくりのプロセスを通して、住民参画のきっかけを広げられる
- ・あらためて住民全体での議論を深め、めざす方向性(目的、意識)を共有できる
- ・理念やビジョンを明確化して共通認識することで、地域活動が円滑に進められる
- ・各部会や参加者、関係者などの役割を明確化できる
- ・地域振興協議会の活動をアピールでき、参加者、協力者の増加が期待できる

地域ごとの計画策定によるメリットは様々ありますが、計画策定自体が目的にならないよう注意が必要です。あくまで計画は目標とする地域の姿(ビジョン)に近づくための手段(ツール)の一つです。そのため、何のために計画づくりが必要なのかを関係者がしっかり理解・

協議し、必要時には計画を見直すことができる仕組みも作っておくことが大切です。

なお、計画策定や実施に当たっては、PDCA サイクルによる計画管理が大切になります。
(次のイメージ図を参照)



計画作成の具体的なイメージ

地域ふれあい活動計画

〇〇〇地域振興協議会

計画期間： 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

| めざす地域の姿 | | | | | | | |
|---------|----|-------|-----|----|--------|-----------|---------|
| 現状 | 課題 | 背景/要因 | 対応策 | 目標 | 具体的な活動 | 取り組みのポイント | 担当する部会等 |
| 1. | | | | | | | |
| 2. | | | | | | | |
| 3. | | | | | | | |
| 4. | | | | | | | |
| 5. | | | | | | | |

この計画で取り扱なかつた地域の課題

総合的な活動の方針

【ステップ4】活動の実践

これまでのステップで作上げた計画や企画に沿って、目的や目標が明確になった活動を実践することにより、地域振興協議会の役割(第1章の「4 地域振興協議会の目的と役割 P.12～16」を参照)が発揮され、その意義が地域にも広く伝わっていきます。

《提案4-1》「成果が見える」活動を

活動を軌道にのせ、継続していくためには、「無理なく」「楽しみながら」取り組むことが重要です。

予定していた計画どおりに進んでいないなど、手順にこだわりすぎず、柔軟に考えながら進めていくことも大切です。特に、複数の人々で取り組みを進める場合は、やり方や考え方の違いが衝突の原因になることも考えられます。「地域を良くしていきたい」という目的を持った者同士、互いに譲歩し、理解しようとする姿勢が、より良い活動につながっていきます。

やってみる、楽しんでみるといった気持ちで取り組みを始め、活動を通して気が付いたことを「成果」として客観的に整理し、関係者間で「見える化」しながら、継続していくことによって少しずつ目的や目標に近づいていくことが重要です。

○まずは活動を始めてみる

- ・やってみなければ良し悪しが分からない
- ・小さい規模から始めてみる
- ・大きな結果や成果を求めすぎず、ちょっとした気づきを大切にする

○活動を軌道にのせていく

- ・楽しさややりがいを実感しながら、仲間を誘い増やしていく
- ・新たな仲間には、軽い役割から任せて楽しさなどを実感してもらう
- ・広報誌などを通じ、地域に活動をアピールしていく

○活動を継続していく

- ・活動が定着してくれば、より協力者を増やし役割を分担していく
- ・困りごとやトラブルが発生した場合の相談体制を整えておく
- ・活動を見直すための定期的な会議や意見交換会を催す
- ・参加できない人、協力しない人を責めないなどの約束事をつくる
- ・活動の目的や意義を定期的に振り返り、関係者で共有する

《活動の実践の身近な事例》

あまべ地区では、地域振興協議会の構成団体となっている「あまべお助け会（AOK）」を中心に、地域住民への買い物支援や地域内の草刈りなどの多数の作業を実施するうえで、「できる人ができるときに、無理なく、楽しく」という活動方針を掲げています。

また、上浦・深江地区では、大規模イベントである大漁まつりなどを実施する際も、地域振興協議会関係者に対して、「仕事を止めてまでしなくて OK」、「活動する本人が楽しめることを重視する」ことを共通認識したうえで活動を実施しています。

《提案4-2》より充実した地域づくりに向けたステップアップ

前項にて、「無理なく」「楽しみながら」をきっかけに活動を始めてみることを提案しましたが、具体的にどのような活動を実践していくことが、より充実した地域づくりにつながっていくのか、活動の段階別の参考例を提案します。

《活動のステップアップ》

① 安全に暮らす

住民が地域に求める最も関心の高い事項は、くらしの安全確保の取り組みです。

(具体例)防災訓練 防災学習会 危険個所点検 備蓄物資確保 など



② 楽しく暮らす

顔が見える豊かな関係性づくりは、住民の幸福度を上げます。みんなが楽しめる活動は地域の活力を高め、まとまりやつながりのきっかけを創ります。

(具体例)夏祭り 多世代交流イベント 駅フェス など



③ 安心して暮らす

地域内の困りを抱える住民を意識し、助け合う活動を行うことは地域の絆を強め、安心できる生活環境につながります。

(具体例)高齢者などの見守り・声掛け運動 生活支援 子ども食堂 など



④ 豊かに暮らす

地域の魅力や資源を有効活用したコミュニティ・ビジネスの経済的な展開などにより、住民の生きがい・役割・活躍の「場づくり」と地域活動充実のための「資金確保」につなげます。

(具体例)朝市 特産品加工・販売 地域福祉活動の展開 など



⑤ 誇りを持って暮らす

地域の魅力を磨き、より充実した活動を行うことで、地域をより良くし、地域への愛着や誇りをもった暮らしにつなげます。

(具体例)文化財保護活動 観光資源開発 など

※上記の「活動のステップアップ」は一般的な事例であり、順番どおりに進めなければならないものではありません。地域ごとに課題や状況は様々であり、活動の優先度なども変わっていきます。

2 情報発信について

情報発信は、地域内外に取り組みを伝えることで、より多くの人々に活動を知ってもらうといった重要な役割のほか、地域に対する興味や関心を持ってもらうことができ、活動に関わるメンバーのやりがいや達成感にもつながります。すでに広報誌の作成などに取り組んでいる協議会もありますが、あらためて効果的な情報発信について考えてみましょう。

■情報発信の目的、『宣伝』と『共有』

地域振興協議会が開催するイベントや交流活動などの情報を知らせる『宣伝』は、住民が地域活動に参加するきっかけを増やすために重要な取り組みです。

また、活動計画の検討経過や決定、活動状況の報告など、地域内の情報の『共有』は、協議会が進める地域づくりについて「住民の理解増進」につながります。情報発信は、目的に応じて、告知の内容やタイミング、考え方などが変わるため、効果的な情報発信の方法が大切になってきます。

宣伝や共有のための広報手段には、多くの選択肢があり、臼杵市が行っている広報の手段にも『紙媒体(市報、折り込みチラシ)』、『電子媒体(公式ホームページや Facebook、LINE など)』、『メディア媒体(記者発表などによる新聞掲載、テレビ放映など)』などがあり、目的などに応じた使い分けが必要です。

○媒体ごとの特徴を理解し使い分ける

地域振興協議会が臼杵市と連携することで情報が発信なツールが様々あります。どのツールもそれぞれの特徴を有していますが、留意点もあります。効果的な発信を行うために、媒体ごとの特性を理解し使い分けましょう。

一般的な例としては…

●『世代』を考慮した場合など

◎**高齢者**…チラシや市報記事や新聞折込などの紙媒体の方が伝わりやすい。

◎**若年者**…自らで情報を取得する傾向が強いため、HP や SNS など電子媒体を中心に情報を充実した方が伝わりやすい。

●『提供する情報』を考慮した場合など

◎イベント・・・テレビや新聞、HP など、人目に触れやすいメディアや電子媒体が伝わりやすい。

◎会議結果など・・・市報やチラシ、冊子や HP など、保存性の高い紙媒体の方が正確な情報を伝えやすい。

●『情報量』を考慮した場合など

◎多い・・・市 HP や冊子など、掲載量が多く保存性が高い媒体が適している。

◎少ない・・・市報やチラシ、ケーブルテレビの文字情報など

ただし、これらは掲載タイミングや費用などによっても変わってくるので、伝えるべき対象者と伝える内容・情報量を総合的に勘案したうえで、最も適した媒体を選択する必要があります。

3 財源の確保などについて

本市では、地域振興協議会が主体となって開催する事業に対して、資金を補助する制度があります。一方で、行政による補助の財源は「公費」であり、全ての市民のための財源となります。そのため、予算額や用途にルールが存在し、地域が思うように使える財源ではありません。そのため、自立した地域活動を続けるためには、独自の財源を確保する取り組みも重要となります。また、市からの運営費や補助金以外の独自の収入がない場合には、自治総合センターが実施している宝くじの収益を財源とした地域の活動団体への補助金の対象団体として認められないことになっており、活動団体(組織)として補助金以外の収入があることが望ましい状況です。

こうした地域で自由に使える独自の財源は、一般的に「自主財源」と呼ばれており、以下のようなものが考えられます。

- ・収益事業による収入

製造や加工品の販売、イベント収益、草刈り作業の工賃などによって得る利益

- ・区長会からの収入

地域振興協議会の中核である区長会に、区費の一部から活動費を負担してもらう

また、地域振興協議会は、発足以降、任意団体の形態で運営されていますが、組織としてまとまったお金を扱ったり、経済活動を本格的に実践する場合には法人格の取得も効果的です。

《財源確保の身近な事例》

エゴマ油や黒にんにくを商品化して収益を得ている都松地区では、地域住民が組合員になった「企業組合」を組織し、法人格を持っています。この企業組合の設立には費用がかからず、税務上の優遇措置も適用されます。

第 3 章

行政の係わりについて

1 行政による支援について

地域振興協議会は、自治会が中心となり、地域が主体となって設立された組織ですが、地域力創生課が自治会、及び地域振興協議会をバックアップする役割を持っており、各種のご相談に応じています。その他の市役所の各課も含め、全庁的に地域振興協議会の活動を支え、人口減少が進んでも安心して暮らすことができ、魅力ある地域が持続できるようサポートしています。



(1)市役所職員が地域活動に参加(地域パートナー)

地域パートナーとは、市役所職員が業務外の活動として、居住地や出身地、これまでの縁などから地域振興協議会をサポートする人材として登録をし、日頃の地域活動に対して、会議やイベントなどに参加し、市役所とのパイプ役として活動を行っています。

これまでの活動状況により地域差がありますが、活動の際には積極的に地域パートナーにお声がけください。

(2)市報などを活用した地域ごとの魅力発信

本市には、市報の他、SNS(臼杵市 LINE、地域力創生課フェイスブック・インスタグラム)などの広報媒体があり、地域振興協議会が行う地域活動についての発信に活用できます。掲載を希望する場合には、以下のような手順で、地域力創生課に依頼を行います。

① 掲載を希望する媒体を選ぶ

地域振興協議会は、地区自治会を中心に地域の各種団体が連携して設立された組織です。臼杵市では、市民が主体となり、地域の一体感や日常生活での安心感を作りあげていくことを目的として、地域振興協議会が行う地域活動への助成や業務委託などを行っています。

業務委託については、いくつかの方式がありますが、多くの場合、市が地域振興協議会と契約を交わしたうえで、集落支援員や事務職員の給与などの人件費、光熱水費、消耗品費などを積算し、市が所有する拠点施設の管理運営を委託する「指定管理者制度」の活用により、地域振興協議会の運営費の一部を助成しています。また、いくつかの地域振興協議会では、地域の実情に合わせ、一部の業務や事務だけを委託する「事務委託」も行っています。

この助成された運営費や自主財源などから、地域振興協議会ごとに集落支援員や事務職員を雇用し、施設の管理などの業務を行っています。

そのため、雇用した人材の給与などの処遇については、地域振興協議会が総会などで決定することになりますが、労働基準法や大分県における最低賃金などを遵守していく必要があります。（臼杵市が積算した人件費などの経費は、あくまで業務を委託するための金額の目安として積算しています）

| | |
|------------|---|
| 協定 (契約) | <ul style="list-style-type: none">・ 各地域振興協議会（受託者）と臼杵市（委託者）で、業務受託に関する<u>協定もしくは契約を締結</u>します |
| 実施 | <ul style="list-style-type: none">・ 協定もしくは契約に基づき、各地域振興協議会は<u>集落支援に関する事務</u>として、地域の状況の調査・点検、課題の把握・整理、関係機関との連絡調整、地域の維持活性化や自主的な活動の支援等を実施します・ また、拠点となる<u>施設管理に関する事務</u>として、鍵の開け閉めや保守点検、安全管理、環境整備、施設利用の予約管理等を行います |
| 報告 | <ul style="list-style-type: none">・ 事務担当者の勤務状況について、翌月の10日までに臼杵市に報告します・ 各年度の終わりには、各地域振興協議会ごとに<u>決算、及び次年度の計画立案</u>を行い、総会等で共有のうえ、臼杵市に対して総会資料として提出します |

この業務受託には、年度終わりの決算や次年度の計画立案が必要であるため、それぞれの地域振興協議会の総会資料を提出する必要があります。

そのため、総会資料における予算や決算において、地域振興協議会全体の運営状況がわかるような様式で記載されていることが求められます。

参考資料として、様式の例をお示しします。

《予算書の様式例》

令和 年度 予算書(例)

【収入の部】

| 項目 | 前年度予算額 | 本年度予算額 | 増減 | 備考 |
|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 繰越金 | 450,000 | 500,000 | 50,000 | 昨年度より |
| 会費 | 300,000 | 280,000 | ▲ 20,000 | 各地区負担金 |
| 区長会助成金 | 100,000 | 100,000 | 0 | 区長会より |
| 寄付金 | 20,000 | 50,000 | 30,000 | 企業など |
| 業務受託費 | 3,300,000 | 3,500,000 | 200,000 | 指定管理費 |
| 活動費補助金 | 600,000 | 620,000 | 20,000 | 地域力創生課より |
| 介護予防事業費 | 120,000 | 180,000 | 60,000 | 高齢者支援課より |
| イベント売上金 | 45,000 | 50,000 | 5,000 | 夏祭り収益 |
| 雑収入 | 30,000 | 30,000 | 0 | 貸し館料、利息など |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 収入額合計 | 4,965,000 | 5,310,000 | 345,000 | |

【支出の部】

| 項目 | 前年度予算額 | 本年度予算額 | 増減 | 備考 |
|--------------|-----------|-----------|----------|------------|
| 受託業務経費 | | | | |
| 人件費・光熱水費・通信費 | 2,900,000 | 3,100,000 | 200,000 | |
| 事務用品・備品 | 400,000 | 400,000 | 0 | コピー代、消耗品など |
| 活動費 | | | | |
| イベント① | 350,000 | 350,000 | 0 | 経費など |
| イベント② | 250,000 | 250,000 | 0 | ＃ |
| 〇〇事業 | 200,000 | 200,000 | 0 | ＃ |
| 〇〇事業 | 100,000 | 120,000 | 20,000 | ＃ |
| 新規事業 | 0 | 170,000 | 170,000 | ＃ |
| 介護予防事業 | 120,000 | 120,000 | 0 | ＃ |
| 雑費 | 50,000 | 50,000 | 0 | その他の活動経費 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 予備費 | 595,000 | 550,000 | ▲ 45,000 | |
| 支出額合計 | 4,965,000 | 5,310,000 | 345,000 | |

《決算書の様式例》

〇〇地区地域振興協議会

令和 年度 決算報告(例)

【収入の部】

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 備考 |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 前年度繰越金 | 500,000 | 500,000 | 0 | 昨年度より |
| 会費(地区負担金) | 280,000 | 260,000 | ▲ 20000 | 各地区負担金 |
| 区長会助成金 | 100,000 | 100,000 | 0 | 区長会より |
| 寄付金 | 50,000 | 42,500 | ▲ 7500 | 企業など |
| 業務委託費 | 3,500,000 | 3,500,000 | 0 | 指定管理費 |
| 活動費補助金 | 620,000 | 585,000 | ▲ 35000 | 地域力創生課より |
| 介護予防事業費 | 180,000 | 180,000 | 0 | 高齢者支援課より |
| イベント売上金 | 50,000 | 67,500 | 17500 | |
| 雑収入 | 30,000 | 36,000 | 6000 | 貸し館料、利息など |
| | | | 0 | |
| 収入額合計 | 5,310,000 | 5,271,000 | ▲ 39000 | |

【支出の部】

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 備考 |
|--------------|-----------|-----------|----------|------------|
| 受託業務経費 | | | | |
| 人件費・光熱水費・通信費 | 3,100,000 | 2,964,400 | ▲ 135600 | |
| 事務用品・備品 | 400,000 | 286,500 | ▲ 113500 | コピー代、消耗品など |
| 施設修繕費 | 0 | 47,200 | 47200 | 軽微な修繕費用など |
| 活動費 | | | | |
| イベント① | 350,000 | 380,060 | 30060 | 経費など |
| イベント② | 250,000 | 235,880 | ▲ 14120 | 〃 |
| 〇〇事業 | 200,000 | 188,720 | ▲ 11280 | 〃 |
| 〇〇事業 | 120,000 | 108,290 | ▲ 11710 | 〃 |
| 新規事業 | 170,000 | 232,890 | 62890 | 〃 |
| 介護予防事業 | 120,000 | 119,020 | ▲ 980 | 〃 |
| 雑費 | 50,000 | 80,850 | 30850 | その他の活動経費 |
| 〇〇購入 | | 128,000 | 128000 | |
| | | | 0 | |
| | | | 0 | |
| 予備費 | 550,000 | 30,850 | ▲ 519150 | |
| 支出額合計 | 5,310,000 | 4,802,660 | ▲ 507340 | |

| | | | | |
|------------|---|------------|---|--------------|
| 収入額合計 | | 支出額合計 | | 差引合計(次年度繰越額) |
| ¥5,271,000 | － | ¥4,802,660 | = | ¥468,340 |

2 補助金の申請手続きについて

地域コミュニティ事業補助金の仕組みを設けており、地域振興協議会が行う地域活動に対して助成し、新たな活動のきっかけづくりや、さらなる取り組みの推進を図っています。

この助成の対象となる内容には、地域住民を対象に行う事業(継続事業も含む)に対する補助や、地域外との交流や自主財源などを生み出す先進的な事業に対する補助などがあります。

年間の活用可能な補助金額は、年度初めまでに通知されるので、その予算内で年間の事業に配分を行いながら、申請手続きを行います。

地域活動に対する財政支援

○協議会が行う地域活動への助成により、新しい活動のきっかけづくりを応援しています。
※ただし、地域活動は自主財源で行うことが原則であるため、人件費や食糧費などは対象外となります。

◆一般活動費補助金(参加者数×300円、上限10万円)

地域住民を対象に行う事業(継続事業も含む)に対する補助
活用例)囲碁ボール大会、敬老会、歩こう会など。

◆特別活動費補助金(上限30万円)

地域外との交流や自主的な財源などを生み出す先進的な事業に対する補助。
活用例)都松地区自主財源確保事業、大漁祭り、イルミネーションフェスティバルなど。

【対象事業】

- ① 地域振興協議会自主財源確保事業…地域の自主財源確保に向けて継続的に取り組む事業
 - 新** ② 地域共生促進事業…世代(子ども高齢者等)や属性(障がい児者、生活困窮者等)を超えつながりや安心感を生む事業
 - ③ 地域外交流イベント事業…地域住民との交流を目的に地域外から広く集客するイベント
 - ④ 地域間交流促進事業…複数の協議会が相互の住民の交流を目的に共同開催する事業
 - 新** ⑤ 地域課題解決チャレンジ事業…地域の持続可能性を高めるため、住民自らが地域課題の解決を図る事業
 - ⑥ 地域環境整備事業(助成額:2分の1)
 - (1)一般環境整備:草刈りや美化活動及び地域の史跡や名所等の保全整備事業
 - (2)居住環境整備:地域内の空き家対策(調査、啓発事業等)
- ※ その他空き家バンク対策に関する事業(物件登録奨励金3万円)



【補助金の種類】

地域振興協議会による地域活動への補助金は、「一般活動費補助金」と「特別活動費補助金」の2つに大別されます。

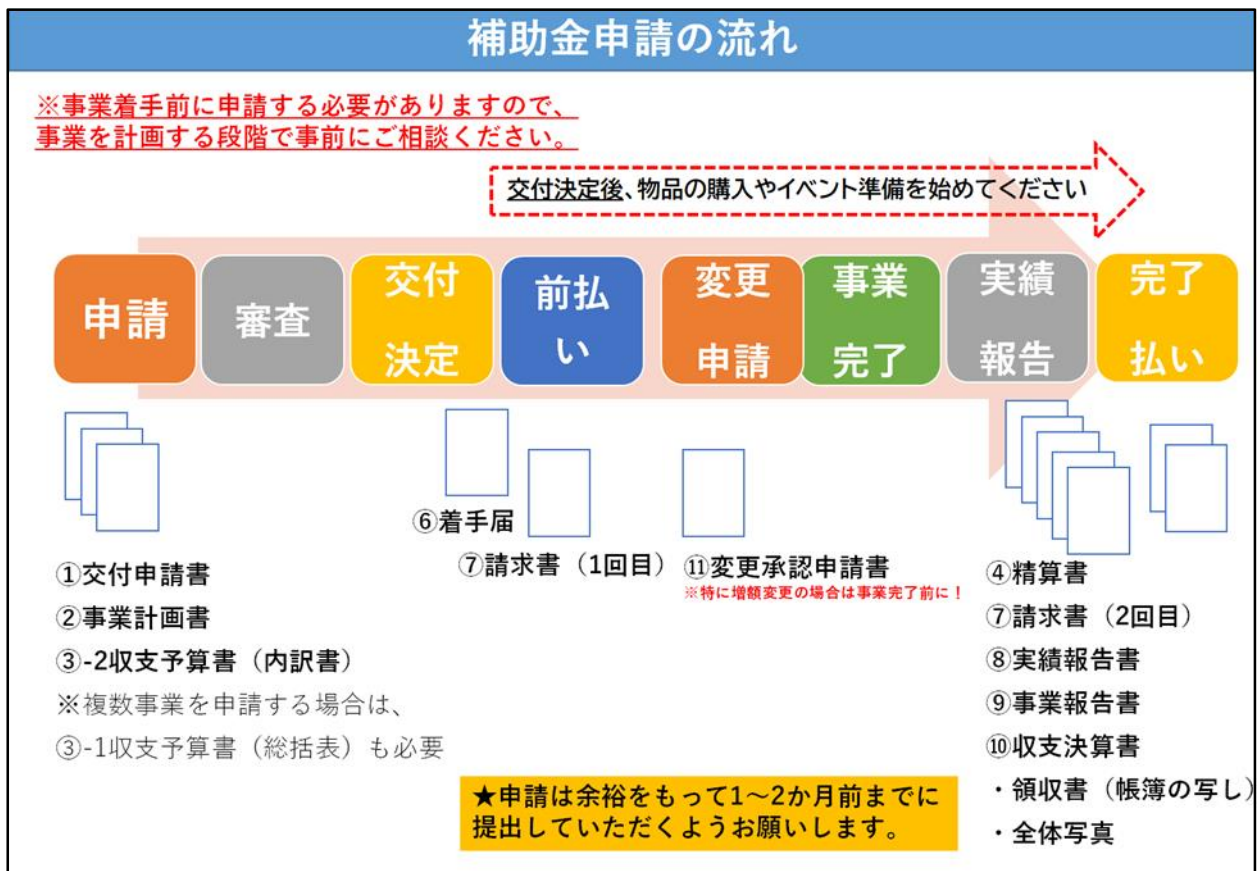
特別活動費補助金には、目的別の事業があり、「何を目的にし、どのような事業を実施するのか」を明確にした計画立案が必要です。

| 種別 | 説明 | 助成対象経費 |
|-----------------|---|--|
| 地域振興協議会自主財源確保事業 | 協議会が主体となって、地域の自主財源の確保を通して地域住民の生きがいや地域活動に対するやりがいを創出することを目的に、継続的に取り組む事業（単年度のイベントは除く。） | 地域の自主財源確保のための設備、備品、消耗品等の購入又は研修等に要する経費 |
| 地域共生促進事業 | 三世代交流など、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者等、世代や立場を超え、地域のつながりや安心感を生むことを目的とする事業 | 事業の開催に要する経費 |
| 地域外交流イベント事業 | 協議会が主体となり、地域住民と外部との交流を目的に地域外の住民等を広く集客するイベント等を開催する事業 | イベントの開催に要する経費 |
| 地域間交流促進事業 | 複数の協議会が協働し、相互の地域住民の交流を目的に開催する事業 | 事業の開催に要する経費（設備、備品等の購入に要する経費は除く。） |
| 地域課題解決チャレンジ事業 | 前4項の事業のほか、協議会が主体となり、他の地域では実施されていない先進的な事業又は地域の持続可能性を高められるよう住民自らが地域課題の解決を図るための事業 | 事業の開催に要する経費 |
| 地域環境整備事業 | 一般環境整備 協議会が主体となって行う道路、公園又は耕作放棄地の草刈り、清掃等の美化活動及び地域の史跡や名所等の保全整備事業 | 事業の実施に要する経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） |

補助金を申請する際の留意事項として、地域活動は原則として自主的な取り組みであることから、「人件費や食糧費(お弁当代)などは補助の対象外」となります。健康面への配慮から、お茶などの飲料費については計上しても差し支えありません。また、交流を目的に地域で行う炊き出しを参加者に振る舞う場合の材料費についても対象としています。

【補助金申請の流れ】

補助金は、申請から始まり、精算で終了します。図のような流れで手続きが行われ、書類の作成と提出が必要となります。



申請する際に気を付ける点として、必ず事業実施前の申請が必要であり、事後に遡っての申請は認められません。また、申請に対する市からの決定通知が発出されるまでは、必要物品の購入といった準備はできません。（決定日の前に購入してしまったものは、精算時に含めることができません）

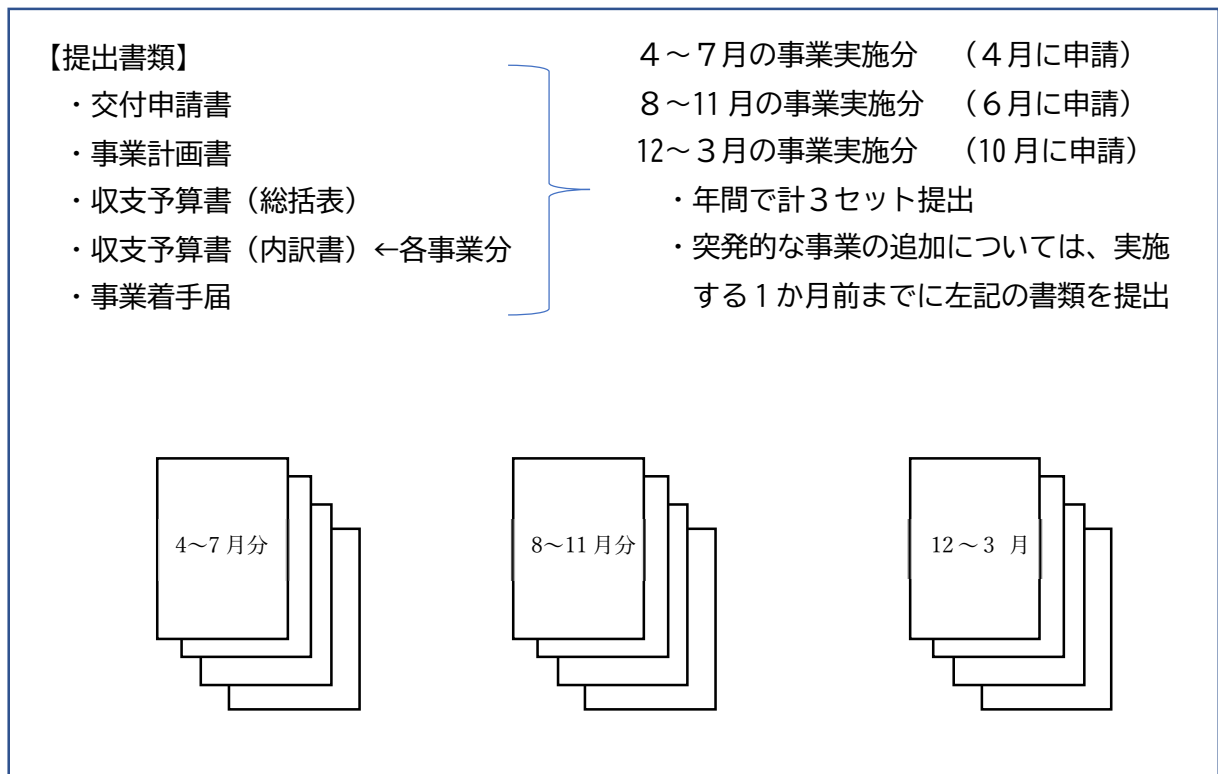
そのため、事業を実施する1～2カ月前には、余裕をもって補助金の申請手続きに着手することが重要です。申請手続きに追われたり、忘れてりしないためには、複数の事業を「年間」や「時期ごと」にまとめて申請することで、申請漏れの防止や事務の効率が図れます。

しかし、年間でまとめて申請する場合には、概算払いされた残額（3割分）は、全ての事業が完了するまで精算ができないため、地域振興協議会の予算にある程度の余裕が必要です。

そのため、現実的には「時期ごと」にまとめての申請がおすすめです。

《おすすめの方法:時期ごとにまとめて申請する》

年度当初の4月に「4～7月」実施分、6月に「8～11月」実施分、10月に「12～3月」実施分の3回に分けて、申請手続きを行います。



- ・原則として、精算時の増額は困難なため、不足がないよう申請し、余った場合は精算時に減額処理を行います
- ・減額処理は、概算払い(7割)の残額(3割)の支払い時に調整ができるため、ほとんどの場合には返金などの手続きは発生しません
- ・申請時の予算に余裕を持たせすぎると、減額処理の際に概算払い(7割)している額を下回ってしまい、銀行振り込みによる戻入^{れいにゆう}(返金)の手続きが必要になるため、適切な予算の見積もりが重要です

《事業完了後の精算について》

○領収書について

- ・領収書は、申請時に記載した予算書の費目ごとにまとめ、向きをそろえて用紙に貼り付ける
- ・用紙の上部に費目と金額を記入する
(1枚の領収で費目が複数にまたがる場合はこの限りではありません)

| | |
|-----------|--------|
| 費目：消耗品費 | |
| 金額：¥5,206 | |
| ¥3500 | ¥1,000 |
| ¥600 | ¥106 |

《申請した金額が変更になった場合の手続き》

- ・申請した額が余った場合(減額)
 - ⇒精算書を根拠に市が減額します(精算書類には、変更後の金額の記載して提出)
 - ⇒概算払い(申請額の7割分)している額を下回る場合には、過払いしてる額を返還します(市から「戻入書」が届き、返還分を銀行振り込み)
- ・申請した額が不足する場合(増額)
 - ⇒事業が完了する前に、変更申請が必要です(変更申請書を提出)
 - ⇒変更申請が認められた場合には、市から交付決定通知が届きます
 - ⇒完了後の精算書類には、変更後の金額を記載する

《各書類についての留意事項》

- ・提出書類については、両面ではなく、片面印刷で作成する

《補助金の受け取りについて》

基本的に補助金は事業が完了したのちの「精算払い(事後に一括払い)」となります。

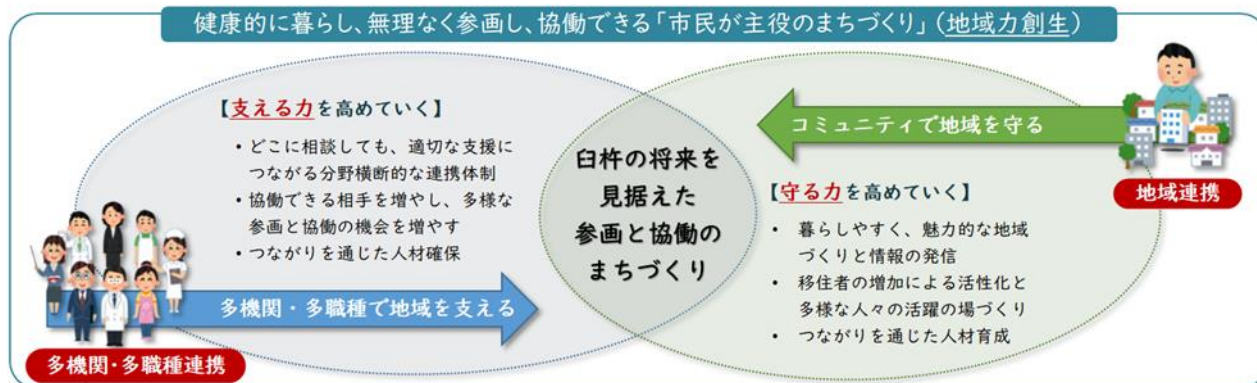
一方で、完了後の精算払いでは地域振興協議会による金銭的な負担が大きいことから、「概算払い(分割払い)」を行い、申請後に 7 割を前払いし、残額を事後に精算することが可能です。

また、特別に市長が認める場合に限っては、申請した額全てを前払いできる規定もありますが、特別な事情等がある場合に限られます。また、全額を前払いした場合には、精算時に「戻入(補助金の返還)」の手続きが生じるなど、かえって事務的な手間が発生するため、現実的ではありません。

なお、公費である補助金には、ルールに沿った手続きや用途の制限などがあるため、地域の裁量で自由に使えるような財源の確保ができれば、さらに活動が展開しやすくなることから、いくつかの地域振興協議会では、特産品の生産販売やイベントの収益化などの取り組みが行われています。

3 その他の機関との連携について

臼杵市における地域づくりの方向性として、「コミュニティで地域を守る」、「多機関・多職種で地域を支える」という2つの異なる取り組みが交わることによって、誰もが我が事として、地域の将来を見据えながら参画し、協働することができるまちづくりを進めています。



地域振興協議会を中心としたコミュニティが、それぞれの地域を大切に守っていくために、市内の地域振興協議会全体が結束した「一つのチーム」となり、地域を超えた協力体制を構築できるよう、年2回の「臼杵市地域振興懇談会」を開催するとともに、平成17年の市町村合併前の旧エリアである臼杵地区と野津地区のエリアごとに「ブロック連絡会」を開催し、関係機関や地域間での情報交換などを通し、さらなる関係性の強化を図っています。

臼杵市地域振興協議会

地域振興懇談会 (全体会)

臼杵ブロック連絡会 (11地区)

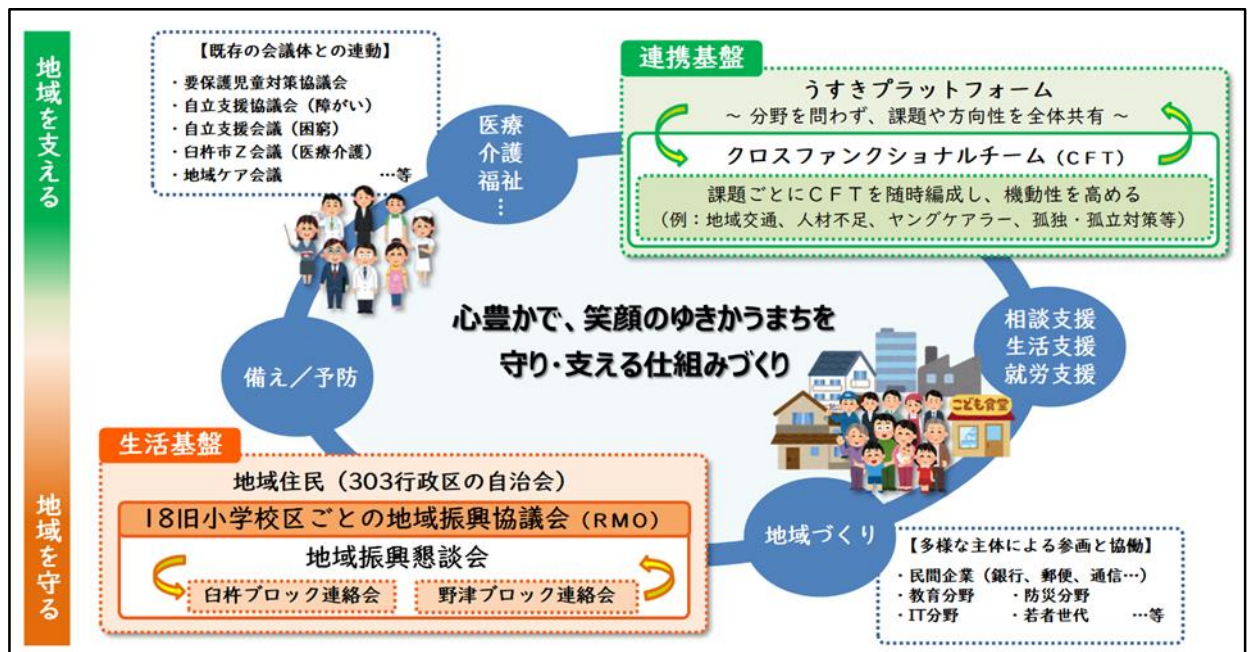
- 中央地区振興協議会
- 南部地区振興協議会
- 市浜地区振興協議会
- 振興協議会 たていし
- 上浦・深江振興協議会
- あまへ振興協議会
- さしう地区振興協議会
- 下ノ江地区ふれあい協議会
- 下北地区振興協議会
- 上北地区地域振興協議会
- 南津留地区地域振興協議会

野津ブロック連絡会 (7地区)

- 野津地区振興協議会
- 都松地区振興協議会
- 田野地区振興協議会
- 西神野地域活性化推進協議会
- 川登地区振興協議会
- 寺子屋ん会
- 戸上地区振興協議会

※ 行政区順

こうした地域の取り組みを行政や支援関係機関が支えていく力を高めることを目的とした「うすきプラットフォーム(毎月開催)」や、地域で生活する上での課題別(地域交通、人材不足、ヤングケアラー、孤独・孤立対策など)に編成する「庁内連携会議:クロスファンクショナルチーム(CFT)」などを開催しています。



こうした行政や支援関係機関と地域振興協議会などのそれぞれの取り組みやつながりを強化することにより、誰もが安心して暮らすことができ、心豊かで笑顔のゆきかうまちづくりをめざしています。

また、地域振興協議会に携わる方々が、日頃の交流を通して、困りごとを抱えている人に気づき、早期に適切な相談や支援を提供できる機関につなぐことも地域の持続性を高めることにつながっています。

4 個人情報の取り扱いについて

地域振興協議会の事務を行う際、地区住民の個人情報に触れる機会があります。個人情報の大切さ、個人情報取り扱いの注意事項などについてお伝えします。

(1)個人情報とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいいます。下記の例が具体的な個人情報となりますが、映像や音声も特定の個人を識別できる限りにおいて、個人情報に該当します。

【個人情報の具体例】

「氏名」「住所」「電話番号」「生年月日」

「職業」肖像(写真など)」

(2)個人情報保護法とは

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)は、個人の権利、利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを保ちつつ、個人情報の取り扱いに関するルールを定めた法律です。平成 17 年 4 月に施行されましたが、消費者や事業者を取り巻く環境の変化に対応し、個人情報の保護を図りつつ、個人情報に限らず、個人の行動、状況に関する情報の利活用を促進するため、平成 27 年 9 月に法改正され、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されました。

この改正に伴い、5,000 人分以下の個人情報を取り扱う事業者(自治会を含む)にも、本法律が適用されることになり、自治会が個人情報を扱う際も、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められるようになっており、区長会が中心となって組織されている地域振興協議会も自治会と同様の取扱いが必要であると考えます。

(3)個人情報を扱う際の注意点

個人情報を扱う時の注意点について、下記の通りまとめましたので参考にしてください。

★個人情報を取得するときの注意点

- ・情報は必ず本人の同意を得て、本人から直接収集すること
- ・本人に収集の目的を明らかにすること
- ・必要最小限の収集にとどめること

★個人情報を利用するときの注意点

- ・収集目的以外に、情報を使わないこと
- ・収集目的以外に情報を活用する場合は、あらためて本人の同意を得ること

★個人情報を保管するときの注意点

・情報が漏洩しないよう、管理を徹底すること

※ 帳簿などの紙情報だけでなく、電子データの漏洩にも注意すること

名簿の作成について

地域振興協議会を運営するにあたり、地区住民の情報把握は必要なものです。しかし、個人情報保護の観点から、次のポイントに配慮して皆さんが安心できる名簿を作りましょう。

(1) **利用目的**

活動の連絡、緊急の場合や住民相互の連絡など、名簿を作成する目的を明確にしておきましょう。

(2) **名簿に掲載する項目の範囲**

利用の目的に合わせ、氏名・住所・電話番号など、名簿に掲載する項目は最小限の情報にしましょう。

(3) **利用方法、名簿の取扱いについて住民と確認**

会費などの負担金の納入管理、文書の送付、緊急時の連絡などに活用することのほか、行政や社協など公的団体やそれに準じる機関には情報提供を認めることなどを地域全体で事前に確認しておきましょう。

また、第三者には名簿を渡してはいけないことも知らせておきましょう。

5 臼杵市が目ざす地域づくり

- 臼杵市における地域力創生の取り組みは、生活基盤としての臼杵市でともに暮らす市民が、「変わっていくもの」と「変わってはいけないもの」についてともに考え、住み心地一番のまちであり続けることをめざします。
- 私たちの暮らしは、人それぞれに多様です。多様性を認め、受け入れ、それぞれの人が力を発揮できるまちづくりに取り組むことは、幸せや心の豊かさを実感できる生活の基盤を強固にし、暮らしを取り巻く様々な社会・経済活動の基盤の持続的発展にもつながります。
- 風土や文化の継承、災害時への備え、温かい心といった「将来を担う子どもたちに胸を張って継承できる臼杵市」を残していくために、暮らしを構成する多様な主体がめざす方向性を共有し、参画と協働を重視することにより、行政、医療・保健・介護・福祉、教育、環境、経済などを包含したライフステージを通じて切れ目のない、未来に希望が感じられ、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

多機関の連携による 包括的な支援体制
 地域のつながりによる 心豊かな生活環境



乳幼児期・学童期・青年期・中年期・壮年期・高齢期を通じ、切れ目なく安心できる生活環境の整備

臼杵市地域力創生課
令和7年7月発行

